

平成25年3月15日（金曜日）

第1回松島町議会定例会会議録

（第5日目）

平成25年第1回松島町議会定例会会議録（第5号）

出席議員（17名）

1番	緑山市朗君	2番	佐藤皓一君
3番	高橋辰郎君	4番	伊賀光男君
5番	高橋利典君	7番	渋谷秀夫君
8番	高橋幸彦君	9番	尾口慶悦君
10番	色川晴夫君	11番	赤間 洵君
12番	太齋雅一君	13番	後藤良郎君
14番	片山正弘君	15番	菅野良雄君
16番	今野 章君	17番	阿部幸夫君
18番	櫻井公一君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	大橋健男君
副 町 長	高平功悦君
総務課長兼 選挙管理委員会事務局長	熊谷清一君
財 務 課 長	舘山 滋君
企画調整課長兼 企画調整班長	亀井 純君
町民福祉課長	安部新也君
産業観光課長	阿部礼子君
建設課長	中西 傳君
会計管理者兼会計課長	佐々木千代志君
水道事業所長	丹野 茂君
危機管理監兼 環境防災班長	阿部祐一君
震災復興対策監	小松良一君

総務管理班長	佐藤進君
教育長	小池満君
教育課長	櫻井光之君
代表監査委員	清野精維君

事務局職員出席者

事務局長 櫻井一夫 主 幹 佐々木弘子

議事日程 (第5号)

平成25年3月15日(金曜日) 午前10時 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 〃 第 2 一般質問
- 〃 第 3 議案第50号 工事請負契約の締結について
- 〃 第 4 議案第51号 工事請負契約の締結について
- 〃 第 5 議案第52号 工事請負契約の変更について
- 〃 第 6 議員提案第5号 松島町議会委員会条例の一部改正について
- 〃 第 7 議員提案第6号 石油製品高騰への特別対策と石油製品の適正価格・安定供給の実現を求める意見書について
- 〃 第 8 議員提案第7号 生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する介護保険料と利用者負担の減免措置に対する財政支援の延長及び食費・居住費の減免措置に対する財政支援を求める意見書について
- 〃 第 9 議員提案第8号 生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する医療費一部負担免除を2013年4月以降も継続を求める意見書について
- 〃 第10 委員会の閉会中の継続審査・調査について
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

平成25年第1回松島町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせします。松島町高城 XXXXXXXXXX ほか2名の皆様です。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、12番太齋雅一議員、13番後藤良郎議員を指名します。

日程第2 一般質問

○議長（櫻井公一君） 日程第2、一般質問に入ります。

通告の順序に従いまして、質問を許します。

質問者は登壇の上、質問願います。

15番菅野良雄議員、登壇願います。

〔15番 菅野良雄君 登壇〕

○15番（菅野良雄君） おはようございます。15番菅野です。

通告しております一般質問をさせていただきます。

けさ、河北新報、私の運勢を見ましたら、消極的だった自分を直しなさいということだったので、積極的にいこうかなと。ただ、町長の運勢見てこなかったんで、町長の運勢も積極的に要望を受け入れますということになっていれば最高なんですけれども。

まず、PPA区域、松島町の放射能汚染対策についてということであります。

現在、松島町地域防災計画の見直しをする中で、津波対策編の追加作業を進めておりますが、できるだけ早く作業が進むことを望むものであります。

一方で、福島第一原発事故の経験を踏まえて原子力規制委員会は、災害対策基本法や原子力災害対策特別設置法に基づき原子力災害対策指針を提示しております。指針に基づき、宮城県の地域に係る原子力災害対策の基本となる地域防災計画、原子力災害対策編が25年2月に修正されたと公表されております。

修正の概要は、従来事故原発から8キロから10キロの防災対策重点地域、E P Zというふうであります。それを事故発生に伴い直ちに避難を実施する発電所から5キロまでをP A Z区域として女川町や石巻市を指定したものであります。

また、2つ目として、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用などを準備する30キロ圏内の登米市、東松島市、涌谷町、美里町、南三陸町をU P Z区域としたものであります。

さらに、宮城県ではまだ導入しておりませんが、I A E Aいわゆる国際原子力機関が50キロ圏内をP P A区域として定めております。この地域は、プルーム——気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団だそうではありますが、このプルームが通過するときの被曝を避けるため、屋内退避、安定ヨウ素剤の服用など、また飲食物の摂取制限について防御措置をとらなければならない区域となっております。

松島町は、女川原発からおよそ35キロから40キロ圏内となっており、このP P A区域に入ります。福島第一原発事故の際、原発から40キロ以上も離れた飯舘村や50キロ圏内の福島市などで深刻な放射能汚染問題が生じております。

過日行われた本町の東日本大震災復興対策特別委員会の会議における地域防災計画の見直しの進捗状況の説明によりますと、原子力災害対策編についての検討はまだしていないとの答えであり、見直し業務の全体フォロー案でも、原子力災害対策編について示されておられませんでした。できるだけ早く取り組む必要があると思いますが、市町村は、県の改定に伴い地域防災計画を改定することになっておりますので、国や県の計画と整合性を図りながら検討するということになるかと思っておりますけれども、現状の考えとして、町は町として独自に取り組む考えはございませんか。お答え願います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 原子力の事故対策に当たりましては、町としては東北電力と情報の共有を図った上で原子力防災に関する知識の普及・啓発のための広報活動を実施してまいりたいというふうに思っておりますが、議員おっしゃる実際の災害が発生した場合の想定でどういふことをやるかについては、お話しのようにまだまとまったものはできておりませんが、今後の方針としましては、例えば大規模災害、放射能関係の災害があった場合には1週間以内で町として行うべき対応、また町民一人一人の方の必要であれば避難先とか、避難の方法であるとか、またどういうルートに行くのか、どこに行くのかといったようなものも含めて町の地域防災計画の中に盛り込むということを検討しておりまして、また具体的な時期でございまして、原子力規制委員会での指針が示されるというふうに思っておりますので、

その指針が示された段階で地域防災計画作成に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○15番（菅野良雄君） どちらかというとな消極的な答えだったかなと思いますけれども、きのうも女川原発で事故があったということが報道されておりました。非常用の電源が、発生電気が停止したということでありまして、電力の再稼働は2016年度以降ということで発表しておりますけれども、廃止とは言っておりませんので、やはり心配されるなど。UPZ区域として指定された東松島市では、市が策定、原子力の災害対策編をちゃんと示して防災会議で承認して3月中に県へ提出するようにしているようであります。その中で被災者をどこに避難させるのかということとはわかりませんが、東日本大震災では松島町に、改善センターのほうに受け入れたということでありましたので、またそのような原子力災害時にも要請されるかもしれません。

町の考え方として、申請復興計画の基本的な考え方として、復旧・復興、そして創造を定めておりますが、創造期というのですか、定めておりますけれども、この創造期の中に宮城・東北の復興に貢献するとうたっておりますので、原子力災害時にもそのような状況になる可能性もあります。東松島市からの避難者の受け入れを求められた場合、丸2年を過ぎた福島原発の状況を見た場合には、やっぱり5年とか10年とかそういう長いスパンになるんだと思いますけれども、30キロ圏外だからということで原子力災害対策編の計画は要らないということにはならないと思います。想定外の災害に備えなければならないということになっていると私は思っております。

今町長がおっしゃいましたように、避難者の受け入れ先はどこにするかということなどもあり、町民の被曝対策、情報収集、避難計画、連絡体制、飲食物の安全確保、資材調達や備蓄、風評被害、防災訓練等々、検討課題は多くあります。風など自然環境の影響でブルームが東松島で消えるという保証はございませんので、よく検討し、計画する必要があると思います。詳しくはわかりませんが、中国のPM2.5が日本まで飛んでくるということもありますので、放射能は粒子だけでなく気体状でも汚染されるということでもありますので、安心できるものではないと思います。女川から60キロも70キロも離れている仙台市では、既に原子力対策災害対策編の策定に近いというふうに言われております。

宮城県は、県として法律に基づいて原子力災害対策編を修正はしたものの、この50キロ圏内というのは想定はされていなかったということでもありますので、万が一の場合を考えて、国

や県の計画や指導ということを待つだけでなく、町は町としてやっぱり法律の枠を超えた独自の安全計画を策定しておく、そのことが町民の安全・安心な生活に結びつくのではないかとこのように考えますが、いかがなものでしょうか。お答え願いたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 今お話しの中で東松島市また仙台市の例を示していただきましたけれども、我が松島町としてそういう話を聞きますと、若干おくれてしまったかなという感がいたします。

また、自分のほうの町民の避難ということだけではなくて、周辺からの避難者の受け入れという視点については、ちょっとこれまで考えていなかったのなるほどというふうにも思いました。

また、外国での核実験とかこれからの影響というのも考えてみれば確かにありまして、昔昭和の30年代でしたか、空中放射線量は随分高かったそうございまして、外国の放射能といいますか原水爆実験の影響というものも確かにあるなど。これもある程度考慮の範囲内に入れるべきかなというふうに思いました。そういったものも含めまして、松島町として県や国でそういったものをつくるのを待っているということではなくて、自分の問題として早急につくっていききたいというふうには思っておりますので、その他さまざまありましたらば、またご助言いただければ幸いです。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○15番（菅野良雄君） 今復興に向かって一生懸命職員の応援をいただいて人手が足りない中で仕事をなさっておりますけれども、こういうものはより人手もかかりますし、時間もかかると思うんです。ですから、早い対応をしたほうがいいのではないかという思いもありますので、どうかできるだけ早く作業にとりかかかっていただいて、安心できる松島町をつくらなければと要望しまして終わりたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 15番菅野良雄議員の一般質問が終わりました。

ここで、ちょっと議長を交代する予定がございますので、暫時そのままお待ち願います。

午前10時16分 休憩

午前10時17分 再開

○副議長（阿部幸夫君） それでは、再開いたします。

議長が所用により早退しましたので、地方自治法第106条第1項の規定により議長の職務を

かわりに行いたいと思います。議員各位のご協力をいただきながら、円滑な議事運営のため努力いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

一般質問を続けます。9番尾口慶悦議員、登壇の上、質問願います。

〔9番 尾口慶悦君 登壇〕

○9番（尾口慶悦君） 9番尾口であります。

1点目であります。観光施設の閉鎖・閉館と本町の対応についてお伺いをしたいと思えます。

今後の観光松島のあり方につきましては、今回議決された松島観光施行計画で魅力的な観光を再構築し、世界に誇れる観光地松島をアピールすると強い意気込みを感じさせられ、力強く思われるわけでありましたが、最高の人出があった550万人から現在は360万人とこういうふうなことで、観光客の激減が続いているわけであります。

観光客を取り戻すための努力がなされていると思うわけでありませんが、町長は、まあ一生懸命になって外国に行かれて海外から観光客を呼び戻すと。呼び戻すのではなくて海外から観光客を取り込むとこういうふうな意気込みもあるわけでありませんが、海外の客は独特な地形、この内湾に映る日の出や月の美しさを求めて来町されるんだと思うわけでありませんが、景勝地や名勝だけでなしに観光施設を目的に県内の、国内の方はおいでになるだろうと。まあ物見遊山のおいでになる人がかなり多いのではないかと。そして、観光施設を見て、ああよかったなど、こうして帰られる方が多いんだと思うわけであります。

きのう、観光課長の答弁があったわけでありあますが、観光客、三百六十何万何千何百何十何人としたわけでありますが、観光客の入り込みというのはあんなに正確なものではないわけで、概算を申したほうが松島観光のためになるだろうと、これも1つ苦言であります、申し上げておきたいと思うわけであります。

そこで、前から話題のあった水族館、私も前に水族館の件について質問しているわけでありましたが、そのときは、町長は、まあ文書も出して一生懸命になって水族館に協力するよと、存置運動をするよと、そして地域総合整備資金の貸し付けをしたり、許認可等の場合はそれらも支援をしますよと、優遇制度の検討もしますよとこういうふうに出てきたわけでありましたが、いかんせんこの水族館も老朽化でどうにもならなくなった。そして、松島の存続も危ぶまれるとこういうふうなことで、この間の新聞に出たわけでありましたが、仙台港背後地に三井物産とカメイとユアテック、横浜八景島シーパラダイス、河北新報、それから仙台三越が共同で会社を設立するとこういうふうなことなようですね。そこに横浜八景島シーパラ

ダイスが経営の委託を受けると。会社から経営の委託を受けると。そして、それに水族館が現在のあるものを提供しながら、従業員をそのまま使ってもらおうと。水族館の社長は、前にも行ってお聞きしたときに、従業員あつての会社だと、だから従業員を大切にするんだとこういうふうなことでお話があったわけでありましたが、そういうふうなことで来たわけでありましたが、松島はもうだめだとかいうふうになったようなので、これが事実なのかどうかです。はっきりお聞きをしておきたいわけでありまして、まず。

○副議長（阿部幸夫君） 答弁願います。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 私も、実は新聞で知ったわけですがけれども、ただ以前から西条社長のほうからは、そろそろ決まりそうだとか、今なかなか難しいんだとかというふうないろいろな話はしておりました。それで、これは民間企業の営業行為、活動でありますので、私のほうとして水族館を存続していただけるためにいろいろ支援しますよというふうに言っていたんですけれども、やはり会社のご都合というのがあったのかというふうに思いますが、具体的話としては私も本当に新聞ぐらい、例えば八景島が入ってくるとか、三井が入ってくるとかというのは新聞で情報は得ております。ただし、新聞に出たとき、仙台市のほうから連絡がありまして、仙台市のほうに新聞に出ただけけれども、そういったことになったのでよろしくといいますかそんなことでございますよというふうなことを仙台市のほうからちょっと連絡は受けたんですけれども。今後ですけれども……、そこまでですか、まずは。

○副議長（阿部幸夫君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） そこで、町長は私がこの前に質問してから、水族館の存続についてどういうふうな対応をとられてきたのかです。まあ新聞発表になったからこういうふうになってしまったわけでありまして、この20年の2月14日に町長はこういうふうな文書を出されて、一生懸命支援するからいてけると、いてほしいとかいうふうなことで文書を出しているわけでありまして、そこから新聞発表までの間に町長はどんな水族館対応をされたのかお聞きをしたいと思います。

○副議長（阿部幸夫君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 水族館の西條さんとは月に何度も会う関係でございますので、そういう中で相手方の状況とか、こちら側の状況、考え方等についてお話ししてきたわけでございます。全体の流れですけれども、やはり水族館側としては、今の施設の状況とか、水族館としての業態の継続とかそういったものについては、なかなか松島では難しいというふうなことをずっとおっしゃられてきまして、別な形で今回仙台に水族館ができるものに対してのある

意味で参加といいますか、経営的な参加ではないですけどもね、そういったものをずっとやっているということでした。

しからば松島としてどうなのかということですけども、水族館の存続が一番いいわけですが、もしくは会社側の都合で難しいということであれば、跡地の利用等について、そちら側、会社側のほうで何か考えていただけるのかどうなのかというような話とか、またそれがないということであれば松島町として何らかの対応を考えなければならないねというような話はしてきたわけですので。

○副議長（阿部幸夫君） 尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 町長は、よく水族館さんと話はしていた、こういうふうにするわけですが、会議等で会って話しただけでは、町長も同じだと思っておりますが、このためにお会いをして、そしてどういうふうな対応をとればいいのかとこういうふうなことまで考えないと、町長は何回も会ったと言うんですが、相手方では本当にそういうふうな感じで受けとめていないようですよ、今までも。県庁に行ったときも、観光の関係で行きまして、町長はまあしょっちゅう行っているんだと、行ってご挨拶する。挨拶は本当の挨拶だと思って受けとめるわけです、どちらも。町長のところに来たお客さんもそうでしょう。正式に物を考えてきて、これをどうするんだかというときには真剣に考えるけれども、ご挨拶程度であれば、ああ挨拶に来たんだで終わってしまうわけです。だから、この水族館についても、そういうふうなことがあったのではないかなと私は思っているわけです。だから、やると言ったんだしたら本気になってやると、そしてどうすればいいのかと。1つの目標を立てたら、それに向かっていくのにはどういうふうな経過をたどっていけばいいのかとこういうふうなことを真剣に考えないと、町長はそう思っていた、あとは相手方は全然思っていないとこういうふうなことになってしまう可能性が強いわけです。それで、余り積極的な対応がなされなかったと、町は。だから、こっちでもいられないとそういうふうなこと、最終的にそうだと思うんです。元の町長のときには、いいのか悪いのかは別ですよ、みずからもう体を張って松島に置くとかこういうふうな体制をとってきたわけですが、その後はそういうふうな体制にはならなかったと。だから、この老朽化した建物を改装するにしても、文化財や何かに積極的に業者だけ行けばだめだと言われるのも関の山だと思うんです。そういうふうなのを払拭してもらおうような対応が十分になされなかった、こういうふうなことも松島から去っていく要因の1つになっているのではないかとこう思うわけがあります。

そこで、新聞発表以来、県でも関心を持っていると思うんです。跡地利用をどういうふうにする

は考えているのかというその辺はお聞きになりましたか。

○副議長（阿部幸夫君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） まず、挨拶程度だったのではないかなというふうなお話ですけども、私は全然そういうふうには思っていませんで、物事を進める場合にまず最初は挨拶をして、形式的な話し合いをします。その後は実質的な話をするというのが普通の流れでございますけれども、私、町側と仙台急行側、西條さん側との話し合いは、形式的なそういう話を越えたそういった段階だったのではないかなというふうに思っていて、やはり相手方も企業さんでございますので、その企業さん側の考え方というのもございますので、そのところは尊重していかないと、次の段階を迎えたときに、新たな局面になったときに、よりよい関係が形成できないわけですがから、そういったことも考えて対応してきたということでございます。

それで、新聞発表後の県との話し合いということでございますが、2月19日に松島町の観光審議会が開催されましたけれども、その中で西条社長から跡地利用の計画案といったものが示されまして、そのときに県のほうからも観光審議会のほう来ておりますので県も確認しておりますし、また町も確認したということでございます。

今後、仙台急行側で県のほうに施設の計画なりなんなりをより具体的に説明していくというふうなお話も聞きましたので、私のほうとしては文化財の許可の問題とか、都市公園法ですかね、そういったものの取り扱いですとか、そういったものについて町として支援をして、今後の流れがうまく進むようにという話をしております。県にもしておりますし、また西条さんのほうにもしております。

○副議長（阿部幸夫君） 尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 私、何で言ったかといいますと、水族館は新しい水族館をつくりたいと、こういうふうなことが一番最初に基本にあったわけです。昭和2年に開設された水族館なんだそうです。それで、80年を迎えると。そして、民営化の水族館では国内最長の歴史を持つ水族館だと。44年に前の経営者から引き継いで仙台急行が持ったわけでありましたが、年間2,000万人も来ていると。県内の代表的な観光、娯楽、教育の施設として発展してきたんだとこういうふうな自負もあるわけでありまして、49年と50年に改装いたしまして、建物が核となっていたわけですが、老朽化してきてだめになってきたと。そこで、次世代の要望に応える機能を持った、県民だけでなく全国からの来館者に健康なレクリエーションを提供する施設として新しい施設をつくりたいとこういうふうな意気込みできたわけでありまして、いかに

せんだめになってきたわけでありませう。

そこで、議会は全然わからないわけですが、新しい構想があると。構想は、かなりいいものでありまして、湾内の水産業とも協調をしないと、それから水産物も加工して販売をしないと、それから体験学習施設もつくりたいと、研究施設もつくりたいとこういうふうな考え方があるようでありまして、企画課長か何かがお会いしてそういうふうな対応についてお話し合いをしているんだと思うわけですが、観光課が直接わからないんだと思うんです。観光課に聞きましても、余りわかっていないと。こういうふうなものをつくっておいで、企画でつくるメニューは、松島の観光振興計画でも立派なんです。ところが、実際に運用されるとなると、運用するほうかわからない。それに乗っていけないとこういうふうな状況があるのではないかとこういうふうに思うわけですが、「横の連絡、横の連絡」と私このごろ言っているんでありますが、横の連絡をとりながら松島観光としてどうなのかと。観光協会としてはどうなのかとこういうふうなことまで入っていかないとうまくないのではないのかなとこういうふうに思っているわけですが、町長、会って水族館にお聞きした、現在の仙台急行の社長になるんですか、お聞きしてそういうふうなメニューがあるというふうなことであれば、具体的に町としてこれを支援するとか支援できないとかという意思表示をする必要があるのではないかとこういうふうに思うわけですが、いかがですか。

○副議長（阿部幸夫君） 答弁願います。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 今のお話の中で2点あると思うんですが、1つは役場町内の連絡調整、また観光であれば観光協会との連絡調整、これが不十分なのではないかというご指摘でございます。確かにこれから積極的に物を前に進めるためには、これまで以上の連絡調整が必要というふうに思っておりますので、それについては抜かりなく進めていきたいというふうに思っております。

2つ目ですが、この計画でございますけれども、松島町がつくっている計画ではございませんで、仙台急行さんのほうである程度構想も含めてつくっている計画ということで、それをうちのほうとしては教えていただいたということでございます。今の段階ですと、観光に具体的に結びつくことではなくて、まだ企画構想段階でございますので、企画で受けたということでご理解をいただきたいと思っております。

内容等につきましては、おっしゃるように海洋生物の生態とか養殖施設、漁の様子などを展示し、また食や体験を通して松島の生態系を学ぶというようなお話もございますし、またそこでもって、これまでと同じかどうかわかりませんが、小学校の方々が来られて体験

学習をするというような場であるというふうに私もお話を聞いて思いましたので、これはぜひとも一体となって支援していかなければいかんというふうに思いまして、西條さんのお話の中では町としてもバックアップしますと、県にお話をする際にも、うちのほうでもお話をしますし、また、国、文化庁等について、また都市計画サイド、都市公園ということであれば国交省の範囲でありましようけれども、そういったものへの話についても、町のほうでも一緒になって支援していくというふうなことを言っております。

○副議長（阿部幸夫君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 町長は、会社が会社の考えで出すのは当然なんではありますが、県の土地でありますから、県有地、だからだめであれば町としてそういうふうな施設ではだめだよと、だから別な何をつくってほしいというのは、町としても要望できるわけでしょう。だからそういうふうなことからいくと、会社の計画であれ何であれ、町として観光客を受け入れるのに適当な施設であれば積極的に応援をすると。今積極的にやるというようなことではあります。が、町としての考え方も入れてもらって町も応援するところというふうなことになり得るものだと思うんです、私は。だから、そういうふうなことまでいきますと、企画段階だからこっちなんだ、企画終わってしまっただけででき上がってしまったら観光課も何もへったくれないわけです。だから、そのこのまだ本当の大まかな考え方だと思うんで、そういうふうなことが現実味を帯びてきたら、やっぱりそういうふうなところまで入って、観光協会というのは個人、企業者が寄っているわけですから、相反する企業もあるわけです。だから、そのときはいろいろ問題が出てくるのだと思いますが、そのときこそ役場が行政力、調整力を発揮して観光協会の中に常務理事に入っているわけでありますから、だから、そしてこれはいいもんだからこうしていかなきゃないというふうなことで支援をする体制、こういうふうなものをとっていかねばならないのではないかとこう思うわけではあります、いかがですか。

○副議長（阿部幸夫君） 答弁願います。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 同感でございます、そういった方向で頑張っていきたいなというふうに思います。

○副議長（阿部幸夫君） 尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） まあ同じような考えを持っている、同じようなよりも町長の考え方がそういうのであれば私らも応援をするところというふうなことになるかと思うわけではあります、1つ、高ければいい、県は高く借りてもらえばいいでなしに、やっぱりそういうふうな松島

に合うような施設にしてもらう人に貸してもらわなければならないわけです、町として。そういうふうな面からいって、積極的にかかわってもらって、そして町でも考えるような施設になるようお願いをしたい、こういうふうに思います。

それから、中の2つ目ではありますが、これも大震災以降閉館しているオルゴール館です。これも水族館と並んで誘客施設として大きな施設になるわけではありますが、閉館されていると。これについては、町は所有者とお会いになるとか、今後の方針をどうするというようなことはお聞きになっておりますか。

○副議長（阿部幸夫君） 答弁願います。大橋町長。

○町長（大橋健男君） バルギーオルゴールミュージアムですけれども、震災で建物が被災しまして、以降閉館という状況でございます。所有者は、奥田建設であります。昨年6月に今後の再開の見通しについて奥田建設と意見交換を行っておりまして、奥田建設としては営業再開の構えはなくて、できれば土地、建物等も含めて一式で売りたいとの意向が示されて、町にも協力の要請があったということでございます。これは、実は企業についての個人情報に当たるわけですけれども、相手方からの了承を得てお話ししております。これを受けまして、町では後継企業の誘致の取り組みを初め、現在若者向けの商業施設を中心とした企業との話し合いもしているということもありますので、そういった情報を得ながら、町としてできる支援の方法について考えていきますし、極力これも支援していきたいというふうには思っています。

○副議長（阿部幸夫君） 尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） これも、積極的に支援をして、あのままでは観光松島、町長何ぼ騒いでも、お客さんは減っていただけなんです。水族館、一番多いときは40万も50万も来たわけですが、今どんどん下がってきている。ここでも20万程度来ていたわけでしょう。これがなくなる。そういうふうなことになってきますと、景色だけ見て「ああ松島や、松島や」と帰っていく人は少ないんです。そうすると、物見遊山で来てああいうふうな施設があれば入ってみるとこういうふうな方が多いわけですから、そういうふうなこと、奥田建設は前の社長さんが今引退されたんですが、松島にもうんとかかわりあったんです。そんなことで、元の町長も、くぬぎ台も奥田建設の社長の協力をいただきながらあれをつくったわけでしょう、くぬぎ台も。だから、そういうふうなかかわりが松島とうんとあるわけです。その辺を何しながら奥田建設と接触すれば、町に寄附でもしてもらえるんでないかなと私は思っているくらいなんです。だから、そういうふうなことで、やっぱり企業でも何でもトップになれば、ト

ップが行って具体的に話をしなければ、あとは担当者が行こうと、事務的なものは別にして、町長はもうどんどん歩いてもらっていいんです。御礼にだけ歩くのではなくてこういうふうなことに歩くことも、観光協力をふやすための1つの材料になるわけです。だから、その辺は町長十分に考えながら、誘客対策を町として、観光振興計画だと町は宣伝とそれから公の施設の整備だと、あとは業者は業者なんだと、客は客なんだとこう分けているわけですが、これはやっぱり一体にならなきゃどうにもならないわけで、そういうふうなことからいきますと、この辺まで積極的に入ってもらって、そして対策をとってもらいたいと。観光地に閉館したままでバリケードもあんなバリケード張っていて、本当に松島は日本三景で「いいな、いいな」という人も少なくなってくるわけでしょう、ああいうふうなのになっていると。その辺は十分にお考えをいただいて、本当に観光松島、東北を牽引する観光の町松島にしていきたいとお願いを申し上げて、1問目を終わりたいと思います。

それから、2問目ではありますが、2問目は町長余りかかわりがいいのかと思って見ているわけではありますが、これは24年12月14日提出され、そして議決された東日本大震災に係る損壊家屋の解体工事の疑義についてとこう出したわけではありますが、議決をしたんで、議会としては一応の決着を見たところというふうなことになるんだと思うわけがあります。

しかし、私は情報開示請求をしてみまして、疑義があるところがあるところというふうなことでお聞きをするわけがあります。

町長は、2回目のチラシを見ていたか見ていないかわかりませんが、2回目のチラシ出ているわけです。そして、私は、この1回目のチラシを出した方とお会いをした方と私会っているんです。そして、いろいろお聞きしたんです。私も会いたいところというふうに申し上げたんですが、議員としては会わない、立派な方だそうですが、チラシを出した方も、それでも尾口は議員としてチラシを出した人とは会う必要ないよとこんな話だったんでお会いしなかったんでありますが、この情報公開は、目的を言いますと、「町民の知る権利を尊重し」とこう書いているんです。「公文書の開示を請求する権利を定めることなどにより、町の保有する情報の一層の公開を図り、もって町の有するその諸活動を町民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする」とこうなっているんです。町長読んだことあるかどうかかわかりませんが、そこで私は情報公開をした、情報、この2回目のチラシを出した人と私お会いしまして、前の人と違うような文章なんです。そこで、何だあんたが情報開示請求したらいいんじゃないのというふうなことを申し上げたんでありますが、私でなく尾口がしてほしいところというふうなことで情報開示請求した

わけでありませんが、まず本題に入る前に、情報開示してみても町の文書が本当に全部開示されているのかどうかという、私うんと疑問を感じずるわけでありまして。これだけでなしに、かなり私は、1番でないけれども1番に近いほど情報開示請求しているんだと思うんでありますが、町長の決裁書類がほとんどないんです。町長の決裁書類がない。これはどうなのかなど。全部開示していないんじゃないのかなどこんなふうに思ったりしているわけでありまして、町長のところで打ち合わせをしたんだと思うんでありますが、この文書、中身を見ますと、報告になっているのは1にあるんです。ところが、町長と打ち合わせをしてこういうふうな指示を得たという文書は全くないんです。情報開示したやつで1つもないんです。その辺はどうなんでしょうか。情報開示をして出てこないというのは、さっき読んだのからいきますと、町長はもう持っている資料は皆出しなさいと。県に行きますと、県でも情報開示、メモ紙まで開示するんです。メモ紙まで。職務上書いたやつですから。係の方が係長なり班長なりにやったメモまで情報開示しているんです。私のほうは、極めて開示される文書に限られているとこういうふうに見るわけでありまして、町長なんですか、この開示の、全部町長のところまでやって開示を指示するんですか。まずそこをお聞きをしておきたい。

○副議長（阿部幸夫君） 答弁願います。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 情報開示のお話をする前にチラシのお話をされましたので、若干私のほうから説明させていただきたいと思っておりますけれども、昨年の秋ごろ、突然私もチラシを見せられまして、何だこれはということで警察にすぐ持っていきました。そうしたら、警察のほうにご本人がそのチラシを持っていかれたということなので、そういうこともあるのかなど。あれは一種の選挙用のプロパガンダの類いかなというふうに思ったんですが、そういうことであれば普通はご本人が行くということはないんでしょうけれども、警察でも驚いておりました。その方については、実は私も身辺に危険があると困るということで警察に相談をしまして、常々警察と連絡をするようにしてございまして、最近では町にはおられないというようなことで情報をいただいております。ちなみに、その方、仙台で不動産業を営んでおられる方でございまして、これちょっと余計な話かもしれませんが、会社なり自宅なりにはほとんどいらっしゃったことのない方だということで聞いております。なぜあそこのホテルなのかというと、どうも不動産関係で取引したかったんだけど、取引できなかったようなことなので、それがああいった文書になったのかなど。

私は、刑事事件として立件できるのかどうかということをお警察に相談したところ、文章が巧妙だといいますか脅迫文ではないので刑事事件ではないというふうな話をもらいまして、

民事で訴えるかなと思ったんですけれども、これもまたご本人がいなくなりましたので、まあそれもしておらないという状況でございますので、そういった資料であるということでまずはご理解いただければなというふうに思います。

次は、情報公開の件でございますが、情報公開については、私も仙台市職員の時代にこういったお話が出まして、情報公開の原則は全て出すということで作業もしていました。ある物はメモの類いまで全て出すんだよということは取り扱う側としての常識でございまして、それは松島町役場の中でもそういった話はしております。尾口議員が開示の文書を請求したときにないということであれば、これは本当はないんでございまして、こちらで意図的にそういう書類を出さないという理由はないんで、もう日本国内どこでも統一ルールでやっておりますので、これは松島町だけ何か作為をしているんじゃないかなということはございませぬ。ただ、私どもがそういうふうに言っていて、尾口議員は「いや、そうじゃないんじゃないか」というふうにお考えかもしれませんけれども、そういうことはないんでありまして、情報開示というものはもう全て出すんだということが原則でございまして、そして、そのとおり原則に従って全て事務作業をしております。

打ち合わせの記録がないんじゃないかなということですが、それは打ち合わせの中で指示した事柄が、事業として例えば工事であったりとか、それから方針の決定であったりとか、計画の策定であったりとか、それは決裁という形で出てきますので、それは打ち合わせ、必ず記録簿をとってなくても、それは事業として行っているということでございます。もしくは打ち合わせの記録全てということではなかったということであれば、そういう考え方で事務取扱をしているということをご理解いただければというふうに思います。

○副議長（阿部幸夫君） 尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 私は、チラシの何を出したわけでありませぬ。チラシで私はどうのこうの言っているんでないことだけひとつご理解をしていただきたいわけです。チラシはチラシとして、あんなもんだろうなと、チラシだから、そういうふうに思っているわけですが、ただ役場の中で町長と打ち合わせしたりなんなりして記録を残さないというのは、責任逃れする材料になるわけです。町長に言ったんだ、あのとき言ったんだ、町長は知らない。こういうふうになって、何か出たときに責任逃れされるのではないかと私はそういうふうに思っているわけです、今でも。だから、今度今から質問していくやつについては、全くなし。担当任せだと思っておりますが、全くなしであります。そういうふうなことではございますが、まず1つです。

最初にお聞きしておきたいのは、12月14日の答弁です。答弁で、危機管理監は、申請を23年10月14日受け付けで、そして県税事務所で調査を依頼したと。そして、11月1日に半壊以上とわかって申込者に連絡したとこういうふうに言っているわけでありますが、それで11月1日にそういうふうなことで申請者に言ったと。ところが、10月26日に被災証明書が出ているんです、町長、被災証明書。11月1日に言ったとこう言って、副町長もそいつを後押しするように11月1日に連絡しましたよとこう言っているんでありますが、10月26日に証明書第1,440号で、そしてその証明書も半壊相当なんです。相当なんていう証明書は出せるんですかね、こいつ。半壊という証明書でないんですよ。半壊相当という証明書出しているんです。こういうふうな、私は役場に長くお世話になって見たことないんでありますが、被災証明書です。半壊相当というんです。こういうふうな証明書、出せるんですかね。

○副議長（阿部幸夫君） 答弁願います。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 危機管理監より答弁させます。

○副議長（阿部幸夫君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 被災証明につきましては、10月11日に本人が申請してきまして、半壊相当というのは本人が記載してございます。そして、町では10月24日の調査に基づきまして、26日にあと本人から出てきました被災証明に20%を超えるということで半壊というのを認めまして、公印を押して証明してございます。

○副議長（阿部幸夫君） 尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 10月26日付で松島町長大橋健男の職印押されているんですよ。10月26日付で。そして誰が書こうと、半壊相当としたのに証明しているんです。本人さえ書けば何でも証明するんですか、町は。

○副議長（阿部幸夫君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 罹災証明と被災証明の2種類あります。罹災証明であれば、住居、住んでいる方々の罹災、大規模半壊とかいろいろな欄ありますけれども、そこを役場職員、まあ非木造であれば県の方ということで調査をしてということなんです。じゃ、被災証明は、それ以外のものです。その中で、事務所とか、今回であればホテルの場合は住居ということではないので被災証明になります。その場合は、証明願いと同一ような形で相手にこういう状況ですよということを書いてもらって、あとうちのほうで今回であればロイヤルの場合や県税が立ち会いのもとですか、お願いして調査したということでございます。ですから、罹災証明と被災証明の違いということでございます。

○副議長（阿部幸夫君） 尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 金融機関に提出するためだとかこういうふうな証明なんです。そして、今言ったような何だと11月1日に県から正式にもらったと、半壊ともらったとかこういうふうなんです。これが10月26日に1,440号で証明をしているわけです。まあ。

○副議長（阿部幸夫君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 今回のやつは被災証明ということなので、あくまでも現状が被災されているという被災証明であって、じゃあと国の補助金をもらって、環境省からもらってやる場合はある程度の基準を満たしているかどうかということ、それは改めて県税のほうにお願いしてやったということであって、これはあくまでも被災証明ですから、あと県のほうの補助金をもらうのは別な基準ということがありますので、それは改めてこの後に現場を見て調査をしたという流れになるかと思えます。

○副議長（阿部幸夫君） 尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 同じ10月11日に出ているんですよ、申請は。そして、被災証明というのも、申請さえ出せば何でも証明するんですか。半壊相当と。金借りるのに被災したから証明書くださいと出しているんです。それなのに、半壊相当としたのに証明してやって、でなかったらどうするんですか。見て、「ああ、いい。被災証明書だからいい」と、我がほうに関係ないんだと言うんですか。証明書の効力というのは、そういうものでないと思います。どう思いますか。おかしいのであればおかしいでいいんです。私は、次に進みますから、おかしくないというのであれば、県税事務所でこのとき入っているんですよ、24日に評価しているんですから。そして、県税事務所に担当者は何回も電話しているんですよ、何かないですか、どうですかと、情報が知りたいですよとかこういうふうに言っているんですよ、これ。そういうふうに言っているんですよ。だから、おかしいのではないんですかとかこう聞いているので、おかしくなければおかしくない、おかしくればおかしかったとかこういうふうに言ってもらえれば次に進むんです。

○副議長（阿部幸夫君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 被災証明の件でございますが、本人申請、証明願いの申請は10月11日でございます。町で証明しているのは10月26日でございます。その10月26日というのは、10月24日の調査に基づきまして、それで10月26日に証明しております。

○副議長（阿部幸夫君） 尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） だから、11月1日に県から正式に来たと言っているんですよ、危機管理監

も副町長も。議会の12月の答弁ですよ。私、議事録持って言っているんです。

○副議長（阿部幸夫君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 11月1日には私のほうで、あと代理人である方に、あと半壊以上だということがわかりましたので、11月中に手続を完了するようというところで電話連絡をした月日でございます。

○副議長（阿部幸夫君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） だから、こういうふうなの、何か私はおかしいと思って見るから見えるんだと思うんでありますが、これはまあ何ぼ言っても同じことを繰り返すんだと思いますので、次に進みますが……

○副議長（阿部幸夫君） 尾口慶悦議員に申し上げたいと思います。

1時間経過したので、ここで休憩入れてよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

休憩に入ります。再開を11時15分にしたいと思います。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

○副議長（阿部幸夫君） それでは、再開いたします。

質問者、答弁者をお願いしておきます。私が指名後に質問、答弁をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。それでは、尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 何であれ、被災証明書であれ証明願い出たら、それが事実かどうかということを確認して出すと、相当というのはそいつと同じぐらいだよと、またわからないうちと同じぐらいだよというのをどんどん出すのはおかしいのではないかとこういうふうなことだけ申し上げて、それから、10月14日に損壊家屋解体工事申込書が出ているわけですが、そのときにネオビジョンさんからショウエイ開発株式会社代表取締役エンドウアキラさんに委任をしているわけですが、委任状の住所だのなんなのというのは確認されなくていいわけですか。委任状の住所と法人の住所が違うんです。法人の登記簿をとったわけですが、東京なんです、法人は。このエンドウさんという社長さんは仙台におられる方なんです、それで会社と法人に委任をしたわけでしょう。代表取締役に委任したわけですから。そうすると、会社に委任したのであれば、会社の住所がちょっと違うんです。これは確認しなかったというふうなことでもいいんですか。

○副議長（阿部幸夫君） 答弁を求めます。阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 有限会社ネオビジョンからショウエイ開発のエンドウさん個人の、ショウエイ開発代表取締役のエンドウさんには委任はされております。委任状のとおりでございまして、その中での確認というのは、東京のほうの確認はしていません。

○副議長（阿部幸夫君） 答弁が終わりました。尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 委任は誰にしたっていいわけだから、本当は会社でなくエンドウさんにしたんであればいいわけですよ。そいつ会社をしているから、会社の住所が違うんです。だから、そういうふうなことでは役場の事務としては不適格なのではないかなとこう思いましてお聞きをしているわけです。なければ、あげますか。

○副議長（阿部幸夫君） 答弁願います。阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 東京の所在地までは確認してございませんでした。

○副議長（阿部幸夫君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 今後、こんいうふうなことがあれば、委任状出される時はあると思うんです。だから、その辺は確認をしたほうがいいんじゃないですかと思います。

それから、10月14日に解体申込書をしているわけでありますが、このときに申込者は本人ではないんです。これもいいんでしょうか。

○副議長（阿部幸夫君） 答弁願います。阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 10月14日の解体申込につきましては、エンドウアキラさん本人が来ております。

○副議長（阿部幸夫君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） だから、所有者でなくていいんですかと聞いているわけです。

○副議長（阿部幸夫君） 答弁願います。阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 委任状のもとに確認してございます。ネオビジョンのトダミュキさんからショウエイ開発の代表取締役であるエンドウアキラさんへの委任状がありましたので、エンドウさんの申請で受け付けしておりました。

○副議長（阿部幸夫君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） それでいいんですかと聞いているんです、私。それでいいんですか。所有者と申請人というのは同じで、代理人なんです、こっちは。代理人が個人の代理人の名前で申請していいんですかと。

○副議長（阿部幸夫君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 委任をされたもので、その方で私のほうでは所有、受け取って受理してございます。

○副議長（阿部幸夫君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 受理するのがいいんですかと。本人、所有者でなく代理人で申請しているんですかと。この人のものでないわけでしょう、解体申込書出したときは、所有者、代理人、ショウエイ開発代表取締役エンドウアキラさんにならないのではないのですかとこう聞いているわけです。

○副議長（阿部幸夫君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） ネオビジョンからエンドウさんへの申請に関する一切の件ということでの委任を受けておりますので、問題ないと理解しました。

○副議長（阿部幸夫君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） そうだとすれば、この建物は、申し込みされたら町の物になるんでしょう。そうでないんですか。

○副議長（阿部幸夫君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） まだ町の建物ではございません。申し込み段階では、建物につきましては所有者の所有になります。

○副議長（阿部幸夫君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 申込書を受理したら、あとはどうなんですか。

○副議長（阿部幸夫君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 町で行うのは解体でございますので、建物自体ではございませんで、解体されて町の仮置き場に搬入された時点で町の所有になります。町の物になると。建物自体、本体残っているうちにつきましては、所有者の物です。

○副議長（阿部幸夫君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 本当にそれでいいんですか。今後からだんだんに聞いていきますが、委任状は、建物解体撤去工事の松島町への申請に関する一切の権限で、あとは権限ないんですよ。いいですか、そこのところ間違えなく何しててください。

それで、申請書の中に、10月14日に申請したわけでしょう、こいつ。336号で受け付けたとこうなっているわけですが、それで解体工事着手、着手から1週間くらいで解体工事を行います。予定では23年7月から24年3月解体工事期間とします。こういうふうなことを23年の10月に出しているの、何の訂正もなく受けつけているんです。これもいいんですか。こう

いうふうなの。23年10月14日に受け付けて23年7月から解体に入りますよと、こういうふうな、この用紙はどこのものでしょうか。松島町のものでしょうか、これ。これ見ますと、10月に受けつけたのに、7月に解体しますよと言っているんですよ、これ。なければ、おたくのほうから開示請求してとったやつですからあると思うんでありますが、こういうふうな書類なんです。まあ中身見ないでしたんだというんであればそういうふうに答弁してもらえばいいわけではありますが、そういうふうなんです。見てください。

○副議長（阿部幸夫君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 解体工事の着手ということで、着手から1週間くらいで解体工事を行います。予定では、23年7月から24年3月までに解体工事期間とするということでのあれでございまして、確かにこのくらい大きな建物であれば1週間ということとはございませんが、24年3月まで完了するよとということ指導するためにも、この様式でやっております。以上です。

○副議長（阿部幸夫君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 23年7月というのを24年10月14日に受け付けたんだしたら、10月と直さなければならぬのではなかったんですかと聞いているわけです。ただ書類前のあったから前のやつそのままおらやったんだと、知らないよと、これにはならないわけでしょう。だから、それでいいんですかと聞いているわけです。

○副議長（阿部幸夫君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 通常、申請を受け付けて、松島町で解体をする場合は当然現場を確認して、補助対象になれば解体するということですがけれども、今回は自主撤去ということで、所有者が自主的に解体するということなので、うちのほうでは判定をしてある程度の基準でそこがきれいになっていれば補助金を出すということで、通常の松島町が発注するのと違うという点は、日付の違いとかそういうのはありますけれども、実際はそこが違うんです。申請を受け付けてから解体するということではなくて、あくまでも自主撤去という違いはあるのかなと思います。

○副議長（阿部幸夫君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 松島町損壊家屋等解体工事申込書なんです。ね。自主撤去でないんですか。

○副議長（阿部幸夫君） 答弁求めます。阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 申請が23年の10月でございましてから、23年度の解

体要綱に基づきまして、24年の3月まで終了していただくようにというあれです。

○副議長（阿部幸夫君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） だからわかるんです。そいつはわかるの。いいですか、危機管理監、23年7月やるんですよとこう書いているわけでしょう、予定では。10月に申請したんだから、23年7月からやれないでしょうと。できれば、これ直さなきゃなかったんでないですかと言っているんですよ、私。何でもかんでもそっちでごり押しして答えを出すんでなしに、そういうふうな文書の取り扱いがずさんだったんでないですかというふうなことを私聞いているわけです。

○副議長（阿部幸夫君） 答弁求めます。阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 確かに23年の申込用紙、統一のものを全て使っていましたので、既に23年7月から24年3月と印刷されたものを使用しておりますが、申請のあった段階で7月部分を10月に訂正して本人に示すべきだったとは思いますが。

○副議長（阿部幸夫君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 最初からそういうふうには何回も聞かないんです。こういうふうなことですよ。それから、申込者は所有者でなくてもいいとこういうふうなことでありますが、町長から副町長から皆見ていると思うんでありますが、これは後から言おうかと思ったんでありますが、石巻解体现場、鉄骨不正売却かと。解体申込書、申し込みされてうちのほうで受理する、解体申し込みして解体町ですとこうなれば、町の物なんじゃないですか。七ヶ浜のやつも、七ヶ浜町発注工事で作業員が証言と。解体金属を換金・着服かと。石巻のは、もう告訴するという。したんですか。石巻署に窃盗事件として告訴したとこういうふうなことです。そうすると、所有権は町にあるのではないかと、申し込みされてからは。そうじゃないですか。だから、そうしてくると、申込者は本人でなければならないのだろうと。代理人はわかります。代理人は、委任状出したから代理人というのはわかるんです。私も委任状もらっているいろんなところに行きますので、わかるんです。いいですか。だけれども、この申請は、申請者は所有者が原則でないですか。でなかったらこういうようなこと出てこないでしょう。こいつも見ていたと思うんでありますが、これもこれもです。建物は町の物なんだよと、原則。あとは窃盗になるんですよとこういうふうに言っているわけでしょう。だから、どうなんですかと。それも、だからだめだったんであれば、取り扱いが不適切であれば、不適切でありましたとこう言ってもらえば次に進むんです。

○副議長（阿部幸夫君） 答弁願います。阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 個人解体におきましては、あと町のほうでも所有者の負担軽減を考えまして、業者に見積書の提出を求めます。その中で、鉄くず等のスクラップ、できるものにつきましては、スクラップして料金を下げようという事で指導してございまして、あと町のほうでは、鉄くずに関しましてはその分は所有者に軽減するようという事で指導を行って個人解体を進めております。以上でございます。

○副議長（阿部幸夫君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） スクラップにして、その分はどこにあるんですか、この契約書の中に。倒壊家屋等解体処理工事請負契約書があるんでありますが、この中にそういうふうな規定がありますか。この契約書の中にどこにあるんですか。

○副議長（阿部幸夫君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） この件につきましては、業者からの見積書の提出を受けまして、その部分で鉄くずのスクラップ分ということで差し引いているのを確認してございましたので、それに基づいております。

○副議長（阿部幸夫君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） そうすると、松島町では、スクラップを皆本人にやると、何でもいいとこういうふうなことですか。

○副議長（阿部幸夫君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） スクラップできるものは商品化にして、あと所有者の軽減を図ると。あと、コンクリート、ガラス等につきましては、町のほうに運べば町のほうで処分を行いますので、処分料かかりませんので、町の仮置き場に運ぶように指導しております。

○副議長（阿部幸夫君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 環境開発から町へ出ているので、スクラップ分の査定しているのはあるんですか。どこにあるんですか。これ、私これも情報開示でとっているわけですが、そこはとっていますか。どこにあるんですか。

○副議長（阿部幸夫君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） ちょっとお待ちください。今ちょっとページ数まではあれですので、ちょっと確認しましてご答弁させていただきます。

○副議長（阿部幸夫君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） それでは、松島町ではこういうふうなことは起こり得ないと。こいつは

環境省でそういうふうに認めているんですか。

○副議長（阿部幸夫君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 尾口議員に開示された中の東洋環境開発から有限会社ネオビジョンのほうへの解体の見積書があると思うんです。その書類の3枚目になりますが、スクラップ分といたしまして、142.2トン、単価1万5,000円で213万3,000円を減額されております。また、これにつきましては、環境省でも認めてございます。以上です。

○副議長（阿部幸夫君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） まず次に進みますか。で、松島町は、こういうふうなことがあり得ないと、こういうふうに理解していいですか。七ヶ浜とか石巻のようなことはあり得ないと。環境省も認めているからいいと。

○副議長（阿部幸夫君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） まず、町ではあり得ないと思っております。以上でございます。

○副議長（阿部幸夫君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） それから、この環境開発というのが、このところに書いておきましたですかね、石綿飛散防止策を講じなかったとこういうふうなことで、これも新聞であります。25年1月26日、東北地方整備局が業務停止処分をしているわけでありましたが、どうなっていましたか。

○副議長（阿部幸夫君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） その件につきましては、恐らく平成23年11月ころの仙台市のホテルサンルートの件とは思いますが、株式会社東洋開発の石綿飛散防止の問題につきましては、町としましても新聞及びテレビ報道で承知しておりました。以上でございます。

○副議長（阿部幸夫君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） おたくの、町のほうではそういうふうなことはありませんでしたか。私も何回かあそこに現場に行ってみたんですが、入っていけないんです。だから、その対策をとっているのかどうかというようなことわからなかったんで、でき上がったら町のほうに工事請負契約したんで、町のほうに石綿飛散防止の対策防止の対策をとったかどうかというのは写真や何か出てくるんだと思って、また開示請求をしようと思っているわけでありましたが、その辺は確認をしていますか。

○副議長（阿部幸夫君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 町のほうでも、あのくらい古い建物ですから、当然石綿は使用されているのではないかとということもございまして、業者のほうにあと当然念入りに調査させまして、町のほうでもあと分析調査を求めるようにということで指導しております。それで、あと調査の結果、含有が認められましたので、あと養生をさせまして、その養生終了後に宮城県塩釜保健所の検査を受けまして、それでオーケーサインが出てから解体を進めさせております。町のほうでも、検査確認等については、事あるごとに確認しております。以上でございます。

○副議長（阿部幸夫君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） それから、これも町長名で23年12月28日、10月14日に受付をして、そして書類が全然整わないと。整わなかったんでしょう。町長名で3月31日で完了を予定している事業で解体工事に3カ月を要するので間に合わなくなると。それで、1月6日までに連絡欲しいかな、町長名で公文書出しているわけでありますが、こういうふうな公文書も町長の決裁はいらないんですか。

○副議長（阿部幸夫君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） その件につきましては、確かに解体の申請が整ってございませんので、文書での催告でもございましたので、課長専決でやらせていただいております。

○副議長（阿部幸夫君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 課長専決でやれる文書なんですかね。応じられない場合は、解体に応じられないと言っているんですよ、町で。23年12月28日付、松総第259号で。それも、所有者でなく代理人のエンドウさんにやっているんです。所有者はどこまでもネオビジョンだということであれば、エンドウさんにやっているんです。これはどうなんですか。

○副議長（阿部幸夫君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） エンドウさんが申請の権限を任せられたということもございまして、あと町のほうでコンタクトとれるのがエンドウさんだったということもございまして、エンドウさんのほうに連絡をさせていただいております。

○副議長（阿部幸夫君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） そして、またおかしいと思うのは、12月28日にそういうふうな文書を出していながら、今度はまた24年1月4日また出しているんです、町長名で。これは、「損壊家

屋等解体処理工事事業に伴う連絡について」と。「解体工事に貴殿より申し込みがあり、必要書類不備なため仮受付となっております松島ロイヤルホテルの解体処理事業については、1月12日まで」と。こっちは「1月6日まで」と書いているんです。6日に今度は持ってこない……、1月4日以降、年明け以降と書いて、「1月6日までに早急に担当者へ連絡されるよう」と。1月6日までにと言っているながら、4日にまた文書出しているんです。これも町長大橋健男で出しているんです。これもおかしくないですか、こういうのは。公文書というのはそんなにポンポンと出して、そしてそんなに突っ込んで一生懸命になってやるのであれば、みんなのところをやらなきゃならないんです。こういうふうなことはおかしくありませんか。そして、この1月4日のは、「つきましては、期限までに連絡がない場合は、解体に応じ切れない場合もありますことをあわせて申し添えます」、こういうんです。これはどうなんですか。

○副議長（阿部幸夫君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 12月28日にも出して本人から連絡もなかったものですから、1月4日に再度発送してございます。そして、その中であと郵便局からあと不在通知が来まして、あとその中で本人も1月12日、偶然ですが電話連絡ございました。そして、今までずっと入院しておりましたので、連絡来ていたことも知らなかったということで、あと早急に書類を用意するので待ってほしいと連絡を受けております。以上でございます。

○副議長（阿部幸夫君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） だから、そいつはわかったけれども、1月6日までに連絡しろと言ったんですよ。12月28日には1月6日まで連絡していいよと、連絡してけさいよと頼んだわけでしょう。そいつ1月4日に出しているんです、文書。1月6日まで出していいですよという文書を出していたわけですが、12月28日に。いいですか。そいつなのに、1月6日待たないで4日にまた文書出しているんです。こんなにしなきゃいけないものなんじゃないかというふうなことなんです。

○副議長（阿部幸夫君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 確かに税とかであれば、いつまで納めてほしいということで、それを待ってまた黄色から赤紙とかといろいろなりますけれども、今回何でそんなにですかと。金額的に大きいと。あと、環境省のほうと話して、この金額で仮受け付けして、このままだめになるかどうか分からないという不安があったと。ですから、ある程度金額も大きいということもあって、再度、この日にちのずれはありますけれども、一生懸命やったというか何回もやったというのは、当然仮受け付けというのは、今まで件数の中で実際は町民の

方々ですと連絡がとれて、いや実はいろいろ事情あってやめますとかと連絡とれました。実際は、この方はなかなか連絡とれなかったと。今、危機管理監が言ったように、1月十何日に連絡が来た。実際は入院していたという事情もあったと。うちのほうでなかなか連絡とれないと。郵便出しても、ということがあったので、こういう事態になったということです。

○副議長（阿部幸夫君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） それもわかるんですよ。わかるけれども、いいですか、副町長、12月28日は1月6日まで出しなさいと言っているんです。6日まで出せというのに、4日にまた出してやっているんですよ、おかしくないですかと聞いているんです、私。その中身は、私も開示請求して持っているからわかるんです。1月6日まで出せと言っているながら、1月4日にまた文書出してやると。前の文書わからなかったんでないかと思って、係。同じ係なんですから何なんです。

○副議長（阿部幸夫君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 確かに6日までお願いすると、出してほしいと、連絡をとってほしいということになれば、その日を待って、その日かそれ以後というのは通常の流れですけども、まあいろいろ事情あったということはありませんけれども、まあ言われる内容で待ってからというのも普通の流れかなと思います。

○副議長（阿部幸夫君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） だから、いろいろあるのがわからないわけです、私ら。どんないろいろな事情があるのかというようなことがわからないわけです。そして、誰考えてもおかしいでしょう、6日まで出せと。そんなに急ぐのであれば4日まで出しなさいとこういうふうと言って、4日来ないから5日に出すと、こういうふうなのは通常でしょう、誰が考えても。6日まで出せというのに、6日だから7日に出さなきゃいけないんです、日にちを追うのであれば。そいつ、6日まで出せというのに4日だから、3日に来ないからと出したんだと思うんです。こんなものはおかしいのではないかと。おかしければおかしかったんだと、事務的手続が不備だったんだとこういうふうには言わなければならないのではないかなと。

○副議長（阿部幸夫君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） まあ通常の流れでいえば、尾口議員が言われる流れなのかなと思います。ただ、職員の焦りがこういう事態を、日付の差があったと。対相手がなかなか、何回もさっき聞いたと言われるかもしれませんが、うちのほうでも環境省との話し合いの中でも期限が迫っていたと。実際はその後延長になりましたけれども、後ではよくはなったん

ですけれども、あの時期としてはある程度環境省のほうからいつで決めますよと、松島町はそんなに解体がないので、被害がないので、いつで締めてくださいということもあったので、担当課として焦りがあったと思います。ただ、通常の流れであれば、尾口議員が言われる流れなのかなと思います。

○副議長（阿部幸夫君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 通常もへったくれもないと思うんです。6日まで出せというのに、7日に出すんだったらわかるけれども、前もってまた出すのはおかしいだろうとこういうふうに思います。あんたたちは、おかしいんだたらばおかしかったと。文書の取り扱いおかしかったと言わなければならないと思うんです。そいつをうその塗ったくりでやっていくところに問題があるんじゃないかと私は思っているわけです。そして、1月12日まで出しなさいと、2回目出したらエンドウさんから電話もらったと、ずっと入院していたんで連絡とらなかつたしわからなかつたと、早急に書類1月20日まで出すと、これも出なかつたわけでしょう。これも出ないんでしょう。

○副議長（阿部幸夫君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 期日までは出てきておりませんでした。2月22日に初めて来ております。以上でございます。

○副議長（阿部幸夫君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 2月20日に弁護士と相談すると。何を弁護士と相談するんだかわからないけれども、そういうふうに出てきているんですよね。そして、2月23日には個人で解体するというんだ、今度は。個人で解体を進めたいと。そういうふうに出てきているわけでしょう。会社のものを個人で解体というのは、どういうふうな理由なんですか。

○副議長（阿部幸夫君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 国の要綱にも認められているとおりに、町で解体を直接するのではなく個人解体ということで、個人が業者さんをお願いして解体するのも認められますので、その意味での個人解体です。

○副議長（阿部幸夫君） 尾口議員に申し上げます。残り時間5分となっておりますので、その辺をお含みおき願いたいと思います。尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） いや、15分から始まったわけでしょう。休み時間もこの時間に入るんですか。15分から始まったわけでしょう、私の質問は。休憩も入れるんですか、時間に。（「いや、済みません、休憩とめなかつたみたいですよ」の声あり）議長として言うのであれば、ち

やんとそういうふうなことを言わなければ、私質問しているわけですよ。質問しているのに時間を制限しなければならないという話ないでしょう。もう少し勉強して言ってください。まあ時間だということでやめますが、まあ24年の12月4日に町と契約したと。そして、申込者はネオビジョンからショウエイに変わったんですか、こいつ。申込者でなく所有者、変わったんですか。

○副議長（阿部幸夫君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 所有者は変わってございません。

○副議長（阿部幸夫君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） そうすると、申請はショウエイ開発だと。申請はね。申請終わってしまったから、ショウエイ開発は表になくなるわけでしょう。ネオビジョンでしょう。そうなりませんか。

○副議長（阿部幸夫君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） そして、あと解体の段階でネオビジョンから東洋環境開発に解体の申し込みをしております。それを確認しまして、町のほうでも工事实施に踏み切っております。以上でございます。

○副議長（阿部幸夫君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） そうすると、ネオビジョンはいつここにあらわれたんですか。

○副議長（阿部幸夫君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） エンドウさんがそのまま継続して、あと申請関係を行っております。以上でございます。

○副議長（阿部幸夫君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 申請は申請で終わったわけでしょう。あとは、ネオビジョンが直接町に来て、そして環境開発を業者として使ってほしいとこういうふうな申し込みがあって町はするのではないですか。そうすると、ネオビジョンはいつこのところにあられたんですか。出てきたんですか。エンドウさんでなしに。

○副議長（阿部幸夫君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） ネオビジョンにつきましては、申請段階後も来てございません。

○副議長（阿部幸夫君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） だったらば、書類としては申請はネオビジョンさんから委任を受けたシ

ヨウエイ開発さんがやるんだよと。申請終わったら、ネオビジョンさんが出てこなきゃないんです。でなかったらば、この委任状に一切の権限、解体に係る一切の権限も書かなきゃないわけです。委任状というのはそういうものなんです。委任された事項以外は受任者でないわけですから。そうしますと、この書類は皆かなり粗雑な書類だと。行政側として出す書類としては、適当な書類でないんです。皆、かなりの面で。だから、今後はこういうようなことのないように、しっかり町長、副町長が指導しないと、こういうふうなことになっていくと。まあ何もないと思います。何もないと思いますが、あったら困るわけでしょう。私は、何もないと思って逆に指摘してしているんです。

○副議長（阿部幸夫君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 実際、今回のロイヤルの件も、環境省のほうで書類検査とか内容は見ていただいております。ですから、うちのほうではこれでいいということで補助金をもらっているということで、松島町だけの目を通したのではなくて、国のほうの環境省関係の方の書類検査も受けて補助金をいただいているという流れでございます。

○副議長（阿部幸夫君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 書類は、こういうふうな細かい書類までないわけでしょう。実際にこういうふうな事務的な手続で皆間違っているんです。間違っこの何まで皆出していないでしょう。国でそんな環境省で一つ一つチェックしているのなんかないです。私らも役場においてわかっているんです。だから、書類は正確にして、誰に見られてもおかしくないような書類にして、そして行政側としてやらなければならないんだらうというふうな、私は警鐘を鳴らしているんです。

○副議長（阿部幸夫君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 実際、松島町では、環境省の中で松島町で該当するのはこれが一番大きいということがありますので、ある程度この所有者が確かに納得して、申請は代理人でしたけれども、委任された方ですけれども、その方が確かに意思表示をして解体したかということは、環境省のほうでも書類は見ています。ですから、全部が全部見るわけではないですけれども、ある程度の内容は環境省のほうでも書類は見ています。これは、前はどうかだったかわかりませんが、今回は震災という大きな事例の中で、環境省が直接書類を見るとするのはなかなかないですけれども、今回は東日本大震災の中でということなので、過去の事例が該当するかどうかというのは若干違うと思います。

○副議長（阿部幸夫君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） それはわかるんですが、ただ書類としておかしいでしょうと。おかしい書類をしていいんだいいんだというふうなことがおかしいと思うんです、私。まだまだ実際に聞きたいことはあるんですが、やめますが、ただ書類だけは正確な書類にしておきなさいと。いいですか。そこのところを私は申し上げているわけです。

○副議長（阿部幸夫君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 確かに言われるとおり、見て開示されても、疑問が起こるような日付の期日とかそういうのは、チェックをして改めていくというのは、当然私たちの責務だと思いますので、そういうところは改めて進めてまいりたいと思います。

○副議長（阿部幸夫君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） やめますが、そういうことで極めて不備な書類であったとこういうふうなことだけは申し上げておきたい。以上で終わります。

○副議長（阿部幸夫君） 尾口慶悦議員の一般質問が終わりました。

皆さんにお諮りいたします。これから昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（阿部幸夫君） 異議なしの声でございまして、再開を13時といたします。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

○副議長（阿部幸夫君） 再開いたします。

皆様にお知らせを申し上げます。5番高橋利典議員から病院での検査のため早退の届け出が出されております。

また、5年後、10年後の子どもたちが健やかに育つ会まつしま・みやぎ一同より、松島町長宛てに要望書の資料が出されております。配付しております。よろしく願いいたします。

それでは、一般質問を続けます。13番後藤良郎議員、登壇の上、質問を願います。

〔13番 後藤良郎君 登壇〕

○13番（後藤良郎君） 13番後藤でございます。

私、余り難しい話にはならないと思うので、素直に受けとめて返事をいただければと思います。

それでは、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

健康寿命とボランティア活動についてというお題目になります。

高齢期を迎える中でも、可能な限り長く普通の暮らしを支障なく暮らせる期間をあらわすものとして、健康寿命という考え方があります。そして、この高齢期を健康で、そして元気に過ごすための具体的な方法の1つとして、高齢者が介護支援などのボランティア活動に参加することに今スポットが当たっております。このボランティアをすることにより、世の中の役に立っているというそういう生きがいを感じ、そのことでその方が心身の健康、あるいは増進につながり、ひいては介護予防にも役立つと指摘がされております。

そこで、次から申し上げる点についてお尋ねをいたします。

この健康寿命というのは、入院や介護を受けるということがなくて普通の暮らしを支障なく暮らせる期間のことであり、例えば80歳でお亡くなりになった方が、例えばそれ以前に1年間入院し、そしてその後に4年間、例えば介護を受けたとするとその方の健康寿命は75歳になりますという考え方であります。そして、この方が何歳まで元気に過ごせるのか、そのようなバロメーターの1つとして、こういう健康寿命という考え方がございます。

国によりますと、2010年のこの健康寿命は、男が70.42歳、あわせて2010年のそのときの平均寿命の確定値は、男が79.55歳、女性の方が健康寿命が73.62歳、同年の平均寿命確定値は86.30歳というそのような数値が国のほうから示されております。その件に関して、町長のお考えをお聞きいたします。

○副議長（阿部幸夫君） 答弁願います。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 限られた人生でございますので、できるだけ長く、そしてまたその生きている期間元気にとすることは、全ての松島町民だけでなく全人類の希望かというふうに思っております。

本町におきましても、健康寿命の延伸という考え方から、生涯にわたって健やかな生活を送るための健康が確保されますよう、健康に関する情報の提供、また健康学習の提供、保健・栄養指導等について実施しているところでございます。

ちなみに、松島町における男性の健康寿命は、77.83歳で県内18位だそうでございます。女性は、86.16歳で県内第1位ということのようでございます。元気な高齢者が多いということなんでしょうか。

議員のデータで、平均ですと男性が70.42歳ですので、私、平均ですとあと8年ぐらいしか健康でいられないと。松島町に住んでいるおかげであと15年くらいは元気でいられるということで、大変結構なことかなというふうに思っておりますが、またそういう松島町のすぐれ

た環境を今後ともよりよく、またよりもっと延ばしていけるような施策を行政の上でできることであればやっていきたいというふうに思っております。

○副議長（阿部幸夫君） 後藤議員。

○13番（後藤良郎君） それで、私言いたいのは、今ちらっとデータ申し上げましたけれども、幾ら例えば平均寿命が延びても、日常生活において健康でいられる健康寿命が短いのであれば意味がないということを私は言いたいんです。だから、そこをわかっていただけたのかなと、そのような感じではなかったような気がしましたのでそれは指摘しておきますけれども、もし見解があれば答弁をお願いします。

○副議長（阿部幸夫君） 答弁願います。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 特にございませぬ。そういうものだというふうに思っています。

○副議長（阿部幸夫君） 後藤議員。

○13番（後藤良郎君） じゃ、イコールだということで受けとめておきます。

実は、介護支援ボランティア制度という制度がありまして……、その前にいろいろきのうまでの審査の中で、我が第2常任委員会の中でいろいろデータを示させていただきました。今、本町の人口が1万5,000何がして、それで去年の3月現在であります、その中で65歳以上の方が高齢者人口というのですか、その方が4,734人、ですから高齢化率がたしか31.1%でした。前年度と比較しますと、63人増加。それで、高齢化率も0.9%の増と今なっております。ちなみに、介護認定を受けている高齢者は752人、ですから高齢者全体から見た場合は15%の割合に今なっております。その人数から割ることによって6.3人に1人が実に介護認定を受けているとそのような状況が松島にはございます。そのようなことから、高齢化とともに心と体の機能の衰えが目立ってくることから、75歳以上の高齢者が介護認定者の実に85%を占めているとそのような状況もあります。本町における介護保険の認定者、あるいは利用者は年々増加を続け、その給付についても年々増加しているところであり、介護保険給付費の抑制については、やはり大きな課題が残るかなとそのように思っております。その中で介護支援ボランティア制度という制度が私が取り上げた項目であります。

この制度につきましては、実は平成20年9月議会でも一般質問させていただきました。たしかそのときは、興味深い制度だなというふうに何か話を聞いたような記憶があります。全国的にそのときはまだ活動実績がないものですから調べるみたいな話をいただきました。そういったことから、実はよく調べますと、このボランティア制度というのは、平成19年度から介護保険特別会計予算の中で実は取り組みができるようになっているんです。それで、元気

な高齢者が介護保険を利用することなく高齢者の社会参加活動として介護支援ボランティア活動を行うことで一定のポイントが付与され、そしてそのポイントをお金に還元することでみずからの介護保険料に充てることができる。そして、そのことによって元気高齢者の生きがいがづくりの1つとして今全国的にかなりの広まりがございます。そういった高齢者の方々が介護保険を利用することなく地域でいつまでも安心して元気で生活していくためには、やはりこのような元気高齢者が社会活動参加をしていくとこのような考え方は、やはりこれからは必要ではないのかなど。そういう考えは新たにしているところでありませけれども、その件に関して町長の考えをお聞きします。

○副議長（阿部幸夫君） 質問が終わりました。答弁をお願いします。大橋町長。

○町長（大橋健男君） この介護支援ボランティア制度につきましては、議員おっしゃるとおり、以前に議会でご質問を受けまして、その後内部で検討した経過等もございますので、担当課長から説明させます。

○副議長（阿部幸夫君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 介護ボランティア制度の導入につきましては、以前にご質問いただいているところでございます。そのことから、介護保険の第5期計画、24年から26年の3カ年の計画の策定に当たりまして、アンケートの調査をさせていただきました。

その前にアンケートのやつのちょっと中身をご紹介します。その中で、アンケートの中で高齢者がさまざまなボランティア活動に参加しているポイントを積み立て、そのポイントを介護保険料などの支払いに充てることができる制度がこのようなポイント制度のボランティアについて興味があるかという質問に対して、結果を見ますと興味があると回答した方は全体で12.7%と若干ちょっと低めな数字になっております。

次に、別な質問でボランティア活動に参加したいという問いには、健康づくりに関することと、2番目には高齢者施設の話し相手、食事のお世話となっております。これは、2番目がいわゆる介護のボランティア制度の中身かなと思います。

そのことから、現在要請しております保健福祉ボランティア活動につきましても、興味あるかという問いに対して、興味があるが35.2%、興味がないというのが42.3%という数字になっております。

ボランティア活動より教養・趣味の講座を充実した生きがいを支援をしてほしいという希望が多くありました。そのことから、高齢者の方は、自分のあいている時間でボランティアを行い、趣味の講座に出向くなど活動的な方が多く、介護予防事業に積極的に協力いた

だくと同時に、みずからの健康に気をつけ、みずからの介護予防につながっているのかとそのようなアンケートでは感じられたところでございます。

問題の介護ボランティア制度でございますけれども、全国の自治体の事業の実施状況を見ますと、平成19年度より先進的に取り組んでいる自治体では、自身の介護予防活動が他の高齢者に役立っているという実感から、高齢者の生きがい、やりがいづくりにつながっているということで、保険料の抑制という観点から捉えると高齢者1人当たり1カ月に換算しまして11.1円の効果が試算されております。しかしながら、それらの東京でございますけれども、評価委員会においては、給付の抑制は本当にできたのかというような疑問符が出ております。ですから、時間をかけて調査する必要があるというようなことも出ております。

それから、ボランティアを受け入れる施設とニーズが一致しない、いわゆるボランティアさんのしたいことと受け入れる側の施設のほうの内容が一致しない。

それから、介護予防の観点から、ボランティアに年齢の上限の制限が設けられないということで、活動内容も検討が必要などの課題も出されております。

また、平成22年度より導入した自治体においては、県の協働により介護予防サポーター養成講座を実施したところ、介護ボランティアを登録された方は、受講者の半分、49.3%でありまして、事業実施には、先ほどお話しありましたとおり、介護保険の中の地域支援事業費の見直しが必要となることから、予算を計上したところ結果的には保険料値上がりにつながった自治体もあるということでございます。そのことからまだまだ検討されることが多々あり、本町での実施は時間を要するものと思われまます。

介護予防につきましては、議員ご存じのとおりさまざまな事業を展開しておりまして、今後より多くの方に参加していただけるような介護予防事業を展開し、ますます健康寿命の延伸を図っていきたいと思っております。

また、高齢者や多くの住民がボランティアとしての社会参加活動や地域貢献を行うことは生きがいを感じるものであるので、各種ボランティア団体、それから社会福祉協議会様とそれから町内の介護サービス事業者の皆様と協議をしてみたいと思っております。以上でございます。

○副議長（阿部幸夫君） 後藤議員。

○13番（後藤良郎君） ありがとうございます。

今、課長からはデメリットの部分だけを話されて、結局そういう理由づけにされたんだなということで、話をされていたのをただ聞くしかないと思って今聞いておりました。

逆に私のほうからメリットのほうをお話ししたいと思います。

介護支援ボランティア活動に参加することによってのメリットです。社会参加活動を実は2月、このお話をするに当たって先進地である東京のほうへ行く予定で会派で調査を考えておりましたが、諸般の事情がありまして行けなかったんですが、ただ事前の勉強とか興味のある方の仲間内でいろいろ情報交換をしました。その中でいろいろ勉強した部分もありますので、お話をさせていただきます。

ボランティア活動に参加するに当たってのメリット、社会参加活動を通じた介護予防の効果、それから生きがいややりがいのある活動の場、そしてこのボランティア活動の現金化による実質的に介護保険料の一部でも相殺が可能となると。お金の話ばかりしていますが、お金だけじゃなくて、もしその制度が導入された場合は、いろいろ商品券とかそういういろんな広がりもできるようであります。

逆に町としてのメリットです。ボランティア活動をすることで身体的に介護予防の促進につながる。そして、介護現場でより身近に入所者等に接することで介護に関心を持ち、予防への意識向上へ一層つながると。あるいは、ボランティア活動の充実により、介護を必要としない元気な高齢者の増加がこれからますます見込まれる。結果的には、介護給付費の減少が期待できるとそのようなメリットもあります。もちろん住民である高齢者の互助、あるいは共助の意識の醸成にもなりますし、地域のつながりの意識の醸成にもつながると、そのような町としてのメリットがございます。

逆に今度施設にとってのメリットもあるんです。例えばスタッフ以外にも声がけや、あるいは散歩、それからレクリエーションの手伝いとか、そういうかかわれる人が増加する、あるいはそういうことで外への散歩が可能となったり、レクリエーションの幅が広がる、そのようなメリットも施設としてはあり得ます。だから、そのような観点から、課長はそういう話を今されましたけれども、検討・検討中段階じゃなくて、かなりもう全国的にも、まあさっき紹介されましたけれども、もう去年、おととしの3月の現在でも、全国で47市町村で実施していますし、ことしも新たに13市町村で今後実施の予定があります。そのようなことも踏まえて、今すぐとは言いませんけれども、もう少し検討する期間を早めてもらって、そういう導入の方向にぜひ立っていただきたいとそう思いますけれども、再度答弁をお願いします。

○副議長（阿部幸夫君） 答弁願います。大橋町長。

○町長（大橋健男君） メリットというのは、議員おっしゃるようなことがあるのかなというふうに思います。ただ、メリットというのは結果として出るものでして、その前に実務作業と

してさまざまなことをやらなければならないんですが、そのハードルが先ほど課長が申ししたことなんだと思うんです。ですから、検討とってただただ机の上で検討するだけではなくて、実施するためには一体どんなことが必要なのかと、何をクリアしなくちゃならないのかということがあるというふうに思いますので、その辺については役場だけではなくて社会福祉協議会さんともお話ししながら、また各都市の、先ほどふえていたとは言いましたが、実態としては実は余りふえていなくて、東北では今のところやっているのが天童市だけというふうに聞いておりますので、そういった事例で、やってみていろいろな問題もきっと発生していると思いますので、そういった問題をクリアするための手段というものをある程度検討つけてからのそういった制度、事業のスタートなのかなというふうには思っております。

○副議長（阿部幸夫君） 後藤議員。

○13番（後藤良郎君） そのある程度の検討までの幅というのは、どのぐらいなのでしょう。

○副議長（阿部幸夫君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 先ほどうちの課長が申ししたような課題がクリアできる目算が立つかどうかということです。そこなんだと思います。

○副議長（阿部幸夫君） 後藤議員。

○13番（後藤良郎君） 財源がありますけれども、介護保険法の中で、地域云々の中で、保険料で2分の1、そして残りを国が2分の1、そしてあと県と町が4分の1という財源構成がありますけれども、その件に関してはどういう考えをお持ちでしょうか。

○副議長（阿部幸夫君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） これらの事業につきましては、地域支援事業ということで総給付の一応3%内ということで枠づけはされているところなんですけれども、本町におきましては第5期計画の中では2.8%の枠で捉えておりますけれども、若干2.8%までは達してはおりませんが、その枠の中では事業はできることになってはおりますけれども、ただある程度の優先的な事業もありますので、今現在も議員ご存じのとおり、シルバー昼食サービス事業とか、それから美遊を使った健康水泳とかさまざまな事業をやっておりますので、それらの優先度とかもありますので、それらのもありますことから、いろんな課題をクリアしながらそういう実施に向けて検討したいということで、先ほど町長もお話ししたとおり、東北では今山形の天童ということなものですから、議員先ほど話した新たな13に東北が入っているのかどうかちょっとわからないんですけれども、東北で2番目も目指すのもそれもあります

けれども、まだまだあえて2番目にならなくてもよいのかなと思いますので、いろんな課題をクリアしてからとも思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

○副議長（阿部幸夫君） 後藤議員。

○13番（後藤良郎君） 本町は、福祉はものすごく先端をいっていると思うんです。自分自身はそう思っているのですが、あえて2番とかと言わないで、この5期の介護、ブルーの計画を見ましたけれども、本町は本町でこの保健福祉ボランティア育成事業とありますよね。50人とかと26年まで計画がありますが、例えばこれ100人と見積もっても、年間5,000と見ても、4分の1の計算でいくと6万2,000何がして済むんですよね。だから、優先順位の考え方を言われればそれはそれで本町の考えなんでしょうけれども、もう少し、高齢化がもう速いスピードで今以上に進みますので、できるだけ健康寿命と絡ませて元気老人の方がさらにそういう施設の方を支える意味でも、そういった視点でもう少し考えていただいて、ぜひこの制度を導入するようにお願い申し上げて終わります。

○副議長（阿部幸夫君） 後藤良郎議員の一般質問が終わりました。

続きまして、14番片山正弘議員、登壇の上、質問を願います。

〔14番 片山正弘君 登壇〕

○14番（片山正弘君） 片山です。一般質問をさせていただきます。

私が最後になりました。私の質問は、ごく身近なものでございまして、また心温まる回答をいただければとこのように思っております。

まず、最初にです。近年にないくらいことは寒かったというのが現状でございました。そんな中で、日本海側から見ればまだまだ雪の量は少ないんでありますが、このほとんど雪の少ない我が町に対して近年にない降雪が続き、通行には支障を来しているというような状況であります。

そんな中で、町としては、この今回の降雪に対して、まず第1点、どのようにお考えだったのでしょうか、お聞きします。

○副議長（阿部幸夫君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 担当課長から説明させます。

○副議長（阿部幸夫君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 本町の除雪作業につきましては、例年どおりになりますけれども、北部、南部、西部、3地区に分かれまして、延長約74キロ、これを実施しております。融雪剤の散布につきましては、その中の幹線6路線14キロについて実施をしております。そのほ

か特に凍結がひどい箇所につきましては、融雪剤を直接散布する作業を行っているほか、各地区へ設置している融雪箱への補充を例年以上に実施しているという状況でございます。

○副議長（阿部幸夫君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） 私は、それを次の機会に聞こうと思ったんですけれども、私は最初にこの今回の支障を来しているような状況をどうお考えだったのかと、どう思っていますかということをお聞きしたんですけれども、まだその維持に対して道路に何キロあって何ぼというのはちゃんと資料にもらっていますから私はわかりますけれども、そうじゃなくてこの降雪をどう考えましたかということをお聞きしたいと思います。

○副議長（阿部幸夫君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） ことは大変寒くて雪も多く、除雪の費用もかかりましたし、またこの質問の趣旨にあるように、高齢者の方々も大変だったのかなというふうには思っております。

○副議長（阿部幸夫君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） 相当支障が来たと町長も認識されているということではありますが、まずもって今回の幹線場所等については今課長が言われたように除雪はされたと思います。ただし、これに該当しない道路、例えば高城にしてみれば割波地区とか、白萩まで抜ける道路とか、あらゆる狭い4メートルぎりぎりの道路等も町道としてあるわけでありまして、この中に、じゃ特に高齢者の方や幼児が大変通行には苦慮しているということだけは事実でありまして、この件について町としての除雪対策はどうだったのかなというふうにお聞きします。

○副議長（阿部幸夫君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 町道とか、また民地、私道などの狭い細街路といいますか細い道路、多いわけでございますけれども、町でそういったものを全て手当するというのは、箇所数も多いわけですし、またある一定の時間内で作業しなければならないというようなことでありまして、業者発注すること自体もなかなか現実的には不可能というようなことでございまして、現状として地域の道路でございますので、地域の方々に、また高齢者の方であれば隣近所の方々に協力していただきながら、除雪というものをやらざるを得ないというふうに思っております。

○副議長（阿部幸夫君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） そうしますと、今幹線道路等については、町が対応しているわけでありまして。しかしながら、町道として人家の多い地区、今言った白萩に抜ける道路とか、これは白萩だけじゃないわけでありまして、町全体にあるわけでありまして、町道の除雪等につい

ては、今現実では無理だというようなお話であります。しかしながら、現実的には苦慮していることだけは事実であります。皆さん、この排除等については、大変今問題が起きている。問題というか実際に今回の大雪、今回に限らずことは特にだったわけですが、この除雪には大変苦慮していると。だけれども、今町長のお話ですと、現実的には無理だということで、この件はこれでいいです。

じゃ、次に、高齢者やひとり暮らしのこのまず世帯の町のじゃ実態調査はどうなっているのかな。高齢者や弱者世帯等の実態調査は、どう把握しているんでしょうか。

○副議長（阿部幸夫君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 担当課長から説明させます。

○副議長（阿部幸夫君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 高齢者のひとり暮らし等の人数等については把握しておりますけれども、それら今回のような雪の状況で困っているというような状況自体は、どここの誰々さんが困っているというような状況は詳しくはちょっと把握はできないような状態でございますけれども、確かに高齢者ひとり暮らし、2人暮らし等がおるということは推測しておりますので、何人かの方はやっぱり今回の雪の中、なかなか解けない時期があったものから、そういう苦慮はしているのかということで推測しております。以上でございます。

○副議長（阿部幸夫君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） では、先ほど65歳以上でひとり暮らしの世帯が617世帯だったでしょうかね。2人暮らしの方が602世帯が実際にあるというふうに言われております。しかしながら、この中で実際に老老介護というような感じで高齢者世帯に住まれている方で、本当に今回は除雪に大変苦慮していることだけは事実であります。

では、この除雪等について、例えばその家庭の中で、この方は2人いるうちで1人は大変介護にもといますか今の実際の年齢からいってもう除雪は大変できないような状態にあるというような家庭の実態をあらゆる介護施設等についてケアマネージャーさんと相談している高齢世帯もあると思うんですが、しからばそういうところの情報、今こういうところで大変苦慮されてもう大変ですよというふうな情報を、町としては、例えば社会福祉協議会さんとかそういう各会合、施設等のケアマネージャーさんとそういう実態、高齢者や弱者世帯の実態の話し合いの場とか、調整の場というのは、実際に行われているのでしょうか。

○副議長（阿部幸夫君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） まあ今回雪というような感じでのお話ですけども、それ以外

のことで申せば、いろいろな面で今お話あったとおりケアマネージャーさん、まあうちらほうでも年4回ケアマネージャーさんの会議をしておりますので、あとそれから各種そういう施設さん等といろいろお話をしておりますので、その中で雪に関してのことばかりじゃなくいろんな生活の面でも、それから介護に関してはそのような会議を持って話ししております。以上でございます。

○副議長（阿部幸夫君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） そうすると、そういう実態を調査されているということでありますが、実際にそういう情報を例えばケアマネージャーさんから町のほうに上がってきて年4回だとした場合に、その中での実態は、じゃどのようにその方たちに、雪にかかわらず、そういうときの手当というのですか、これから進めていこうかという実態はどのようにされているんですか。

○副議長（阿部幸夫君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） まず、ケアマネージャーさんは介護に関してのいろいろご相談とかケアプランを立てる方なものですから、それは当然雪からちょっと離れますけれども、いろいろな介護の面に関しては、介護の認定者とそれから介護サービス部門といろいろなサービスを受ける、それから提供するというそういう契約の中で行われることですから、町のほうで年4回というのは総合的なやついろいろなケースをその会議の都度受けているということでありまして、その都度例えば誰々さんのやつをどういうケースだったということでの会議ではないということをご理解していただきたいと思います。

○副議長（阿部幸夫君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） ですから、私は一番、今松島町では高齢化率が先ほども言ったように31.1%だということでございますので、あらゆるやっぱり第一線に立っているのはケアマネージャーさんだと思うんです、その実態を知っているのは。ですから、町としてはやっぱりそういうところに2人暮らし、ひとり暮らし等がいるときに、あの家族に1人を与えて、もし片方の方が体調、1人では到底雪かきとか、例えば雪にかかわらず、この方の実態ではもう1人の方が例えばぐあい悪くなったらもう対応するにはこの家庭はひどいよ、この世帯はひどいよというようなことの実際にそういうふうな家庭の内容等についての例えば情報、そういう提供とかそういうの意見交換等についてはないのですか。

○副議長（阿部幸夫君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 介護保険の中では、やっぱり要介護認定者ということでいろいろ

る介護のサービスを受けるのにケアマネージャーさんからケアプランをつくっていただくということで、当然その中で介護のサービスを提供する事業者、それから受ける側ということで、それぞれの利用する方、利用の提供者でそれぞれで話し合いはあると思います。ですから、先ほど申し上げたとおり、それぞれのケースにおいてはそれぞれの介護事業者同士での話になりますけれども、総合的なやつは先ほど話したように、そういうケアマネージャーさんの会議の中でいろいろは受けているということの事実でございます。

○副議長（阿部幸夫君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） 私、その介護を受けているというのじゃなくて、その家庭の実態をどう把握しているかということなんです。ですから、お互いに情報を共用することによって町として手を差し伸べることがもっと出てくるのかなというふうに思うわけでありまして。だとすれば、この中でそういう問題等が生じた場合、今町としては社会福祉協議会さんとかいろんな面での団体があるわけですけれども、その中で私は情報を密にして、この高齢化が進む中での実際に弱者、高齢者等についてのやっぱり実態調査をはっきりしておいて、それのもとで私は民生委員さんとか、一番中に入っていけるのは民生委員さんだと思いますけれども、それとまたそういう面での対応、もっと密にするべきで、情報を得るべきだと私は思っております。それで、そういうときにこそそういう実態を調査した中で地域住民、そして各行政区との話し合いなどを持って、ここにはそういう世帯の方がいますよ、2人暮らしですけれども、1人は大抵、とても老老ですよ。ですから、そういうときこそ雪の除雪とか、それだけにかかわらずいろんな情報等のもとに力を合わせてそういう面に手をかきなくてはならないだろうとそのように思いますので、もし、そのような情報を着実に町としては把握をし、地域住民、各行政区との話し合いの中で隣近所の人と手を合わせて、やっぱり除雪とかいろんな情報のもとの手をかすべきだろうというそういう話し合いをぜひ持つべきだと私は思うのですが、いかがなものでしょうか。

○副議長（阿部幸夫君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 今のお話は、高齢化する松島町の特に災害とかと密接に関係する話だというふうに思っております。また、買い物弱者の件が前の議員から出ましたけれども、そういったものと密接に連動するものでございますので、基本的には震災復興に絡んだ災害対応マニュアルというものの中で、総枠、災害をメインにしたものではあります、そういったものを核にして地域とのつながりとか、また役場、社会福祉協議会、各行政区とかそういったもののありようというんですか、対応の仕方というものを、ひな形的なものをつくって

ければなというふうには思っていますので、その中でのまず解決の一步かなというふうには思っています。

○副議長（阿部幸夫君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） 私も、商売柄全町を回っています。本当に今、今回の状態とかそういう面での不安だという家庭は多くあります。ですから、そういう意味ではぜひこういう実態の調査をきちんとして、手を差し伸べられるものは差し伸べていただきたいとこのように思うわけであります。そして、もし、この行政区の話し合いとかそういう団体との話し合いの中で、この年のような降雪等によって除雪費用の一部を何らかの形で助成する対策方法は考えられないのでしょうか。その辺についてお伺いします。

○副議長（阿部幸夫君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 災害についても、自助、共助、公助というふうなものがあります。ですから、何が何でも公のほうで手当するというふうな話ではないというふうに思っております。お金の話も、補助の話も、そういったことは理屈の上ではあろうかと思えますし、また事柄によってはそういうこともあるかもしれませんが、基本的には予算含みということではなくて、もう少し地域とのつながりといいますか、地域のつながりというようなものを重視したやり方でやっていきたいなとまずは思っていますけれども。

○副議長（阿部幸夫君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） 私は、ここにお金を出せとかそういうものではなくて、援助策です。そういうときの策をきちんと考えるべきだろうと私は思っております。そして、この除雪にまた入りますけれども、実際に私たちも雪の圧雪されて固まった場所で大変苦慮している場所がたくさんありました。ですから、だけれども、その雪を運ぶ場所もないんです。私たちが手をかそうと思っても。私たちも、何度か車を出して運びました。高城川に運びました。だけれども、策があつてなかなか、でも川に投げていいのかどうか私には本当は聞いてはいないんですけれども、無断で投げました。そういうことも含めて、町としてはこういう雪の排出する場所、昔は水路があつたからそこに捨てることができました。だけれども、今はそういう場所はみんなふたがかかって歩道になっております。ですから、この雪の排出場所がないんです。私が手をかそうと思っても、排出する場所がないんです。ですから、そういう援護策といいますか、そういう降雪のあつたときの雪の排除場所というのは考えられないものでしょうか。

○副議長（阿部幸夫君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） なかなか道路も狭くて、広場といいますか除雪した場合も除雪した雪を置く場所がないというのが現実的な部分になるんですけども、そういった部分というのも、広場なり、あるいは公園とか一時使用を禁止させてそういった部分を一応設けるとか、そういった場合を一応今後検討していきたいというふうに考えております。

○副議長（阿部幸夫君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） ぜひそれは検討していただきたいと思います。それで、各行政区と話して、そういう場所にみんなで手をかして雪を集めてどこかに置こうというときに、それはごみだったらこれはたまっから持って行ってくださいと言えば町では処理してくれますけれども、雪はそこまでいっていないのが現状ですよね。ですから、せめて私たちも手をかしたいんですが、今言った捨てる場所、高城川に、町長、これは捨てていいんでしょうか。私わからないんですけども、いかがなものでしょうか。

○副議長（阿部幸夫君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 基本的には不法投棄、氷なんで解けるとは思いますけれども、基本的にはできないというふうに考えていいと思います。

○副議長（阿部幸夫君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） 何かいいことを考えていただけませんか。そうすれば、幾らか圧雪されたものを処分することができるわけです。今町としてどこかへ持っていくところもないんです、私たちの近くでそういう場所が。ですから、幾ら地域の人で手をかそうとしても、その雪の投げる場所がなくて、みんな道路の真ん中にただ寄せて通行に支障を来しているのが現実であります。自分の家の前のはみんなもう出してやっているという状態ですので、これではいけないのではないのかなと。そのために高齢者とか弱者の人が通行に支障を来していると。自分ではかくことができないというのが現状。つるはしでないととれない状態でしたよ、ことは。到底スコップとかそんなのでは到底とれる雪ではないです。磯崎に行くときだって同じでしょう。課長さんのところの行くところの道路だってあそこだってこんなになって、宝船寺さんの人方大変だったわけでしょう。何日間もああいうふうな降雪。そういうなことも含めて、車も交差もできないような状態が続いているわけ。そこを歩いているわけですよ、皆さんは。ですから、そういうところを皆さんで手をかして雪を排除しようと思っても、今言ったように高城川はだめだと。私だめなところに捨ててしまったんで、そういうことを含めて何とかそういう排除する場所さえ決めてもらえれば手をかすことができるだろうと思うんですが、何かいい方法はないのでしょうか。

○副議長（阿部幸夫君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 捨てる場所につきましては、区長さんとか行政員さんとか相談しながら、決められたもの、例えば空き地、一応誰々さんの空き地あるからそこに捨ててくれとか、置いてくれとか、解けるまでという時間ですので、あるいは先ほど言ったように児童公園です。例えばそういう一部、部分的に角に積みにいくとか、あるいは土捨て場とかというのが業者さん持っている場合とかありますので、ちょっと遠くなりますけれども、そういった部分ではきちっと話し合いすればそこに一応持っていけるという方向は一応できると思います。ただ、先ほど言ったような川に捨てるとかいろいろな形で支障がある場合が出てきますので、そういった部分はやめたほうがいいたろうなというふうに考えますので、今言ったように区長さんとか行政員さんとか相談していけば、地域でどこに捨てるとか、ここに仮置きするとか、いずれ解けるものですから、それは話し合いの中で可能になっていくだろうなというふうには思いますので、その辺は話し合いしながら決められると思います。

○副議長（阿部幸夫君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） そういう意味で地域の行政区さんとか地域の住民の方と、こういう降雪のあったときのそういう雪の排除場所等について、ぜひ話し合いの場を持って検討していただきたいとそのように思います。では、これはここで終わります。

次にです。この観光シーズンを迎えるに当たって、松島海岸の瑞巖寺付近の石畳舗装の修復工事ではありますが、3月から今行ってみますともう工事に着手しているというような状況があります。もっと早くやってもらえればなと思っておりました。ただ、ここにはやっぱり地域住民もそこに居住しているわけでありますので、この石畳の施工方法については、夜眠れなかったとか、すごい段差があつてうるさいんですよ、雨が降れば自分のうちのほうに水も入ってきますよというような状況が、この瑞巖寺さん付近の石畳舗装にはあったわけであります。ですから、この石畳舗装の復旧工事、今月いっぱい終わるとい話を聞いているわけでありますが、この復旧方法について、地域住民の方、その近くの地権者とか住民の方と十分に話し合いをされて、この問題は解決しているのでしょうか、お聞きします。

○副議長（阿部幸夫君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 建設課長に答弁させます。

○副議長（阿部幸夫君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 本当に大分おくれまして、やっと施工しているという状況でございまして、地域の方からの苦情がいっぱい来ていますので、ぜひ3月中には終わらせたいとい

うふうに考えております。

○副議長（阿部幸夫君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） 3月中にできるというのは聞いていたんですが、実際に施工といたしますか、あそこ45号線につながるほうの軒端屋さんの前から出てくる場所ですか、あそこまではきちんとされて、その上のほうは別な業者が前やったんだと思うんですが、余りにも工事の差が、片方は頑丈だよ、片方はすぐ高低差が狂ってしまったよというような苦情が出てきているのが現実だったのではないのかなとそのように思いますが、今回、その修復工事等については、その辺の取り扱いといたしますか施工方法等については、どのようにされているのでしょうか。

○副議長（阿部幸夫君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 復旧の補修ですけれども、補修のほうにつきましては、石自体を1回石盤を上げまして、下のほうがモルタルが入っているんです、5センチぐらい。それ1回全部壊しまして、その部分に新しい無収縮モルタルといたしますか早強といたしますか、3時間ぐらいで固まるやつ、それを一応もう1回敷き詰めまして、改めて高さを調整して、あと周りも全部埋めるという形で動かないようにするという工法で仕事をしております。

○副議長（阿部幸夫君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） 遂行するに当たっては、十分その辺を配慮してもらって、やっぱりいいものをしていただきたいと、いい工事をしていただきたいというふうに望んでいるわけでありまして。しかし、この石畳舗装等についての復旧に当たって、地域住民の方にしてみれば、大雨降るときに自分のうちのほうにも流れてくるよと。それで一時側溝をつくってもらった経緯もありますよというふうには聞いておりますが、本当にそれで場所的に軒端屋さん等のあたりの排水の勾配は十分なのでしょうか、その辺をお聞きします。

○副議長（阿部幸夫君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 石畳、脇の方ですね、1センチから2センチぐらいすき間があいているんです。その中に一応水がこぼれるというか、そちらのほうに水が流れて行って落ちるようになっているんです。ただ、底の部分の維持管理というかごみとか土とか葉っぱとか詰まってしまうと、1センチ2センチの幅でずっと目地が切っているような状態で、そこがすき間かとちょっと見えないような状態ですので、それらをきちっと掃除すれば、下の地下といたしますかその石畳の下にはちゃんとヒューム管といたしますか側溝が入っていますので、そこに落ちていくという形にはなっていますので、それらを清掃していけば、一応水はきちっ

と流れるということでございます。

○副議長（阿部幸夫君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） それは、きちんと工事されたほうの話ですよ。今回直すのはそのほうでなくて昔の振興会館さん側のほうの円通院さんの間あたりも今回一番段差があつてうるさいところでしょう。あそこを直すわけでしょう。ですから、そこから来たときに振興会側のほうから、昔の振興会、今はないんですけども、そこから流れてくる水のために側溝をあそこに入れましたよね。新たに入れたというような経緯があつて、水はそこ、でもそれでも道路から自宅のほうに水が入ってくるんだというような話を聞いているので、その辺はどうなんでしょう。そういうことはあるのかないのか、その辺、住民との話し合いの中でそういうことのないような工事をしていただければなと思うんですが、いかがですか。

○副議長（阿部幸夫君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 今のお話ですと、振興会館側から出て向かいの軒端屋さんのところに一応水が入っていくということですかね。（「あの辺ですね」の声あり）同じように目地は切つてあるんですけども、多分それを超えて雨の量が多かったりすると流れるんだろうなというふうに思いますので、ちょっと現地、その辺はもう一回確認しますので。

○副議長（阿部幸夫君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） ぜひ住民の方とお話しして、よりよいこの石畳の歩道の修復をお願いして、観光シーズンにいち早く向かっていただきたいというふうに思います。

そして、あと1点だけです。ここは、今ちょうど国道45号線から入ってくるわけですね。松月さんのところから入ってきて、軒端屋さんの前を回って一方通行になっているわけですが、あそこにちょうど大宮司さんのアパートあるところには防火水槽が入っているのではないのかなと思うんですが、あの石畳の舗装と町との境というのはどこになっているんでしょうか。お聞きします。

○副議長（阿部幸夫君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） もともと防火水槽あつた部分も町の土地ですから、石畳に入っている部分は全部町の土地というふうに考えております。

○副議長（阿部幸夫君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） あそこは、駐車禁止でないんでしょうか。あそこによくいつも車をはみ出してとまっている車がたくさんあるんですが、防火水槽もあつて、だからあそこだけは除いているのかなと私は思ったんですが、町の管理としては、道路の維持管理としてはどこま

で見ているのかお聞きします。

○副議長（阿部幸夫君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 今の広い部分も防火水槽あった部分ということで石畳になっている部分が町の管理と、区域ということでございます。

○副議長（阿部幸夫君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 消防水利前に車を駐車することは原則できませんので、私のほうであと指導してまいりたいと思います。

○副議長（阿部幸夫君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） いざとなったときのことを考えれば、いつ震災とか火事とか何か起きるかわからないです。町が管理している土地であれば、やっぱり不法な駐車は避けてもらうようにご指導のほど、ぜひ地域住民とそとめていらっしゃる方たちのトラブルのないように、議会から言われたからやるんだというのではなく、やっぱり町としての指導ということでその辺はそういう地域の方とお話し合いをしてよりよい道路の維持管理に努めていただきたいとこの思いますので、よろしくお願ひします。まず、この件については終わります。

次に、町民バスについてであります。今、もともとは町民バス等については、公共交通の空白地帯の解消というのがスタートでありました。その中でも要望が地域の要望、住民からの要望等があつて、何度か経路の見直し等がされてきたわけではありますが、近年、このごろ、高齢化が進む中で、運転免許証を皆ある一定の80代近くなつてきて返納されてきている方が結構ふえつつあるんです。そうすると、やっぱり次の利用方法は何かというと、やっぱり一番町で運行している町民バスを利用したいという住民の方がふえつつあると。私は、歩いてみてそのように情報が入つてきております。それによつてこの高齢者の実態調査をするという町の考えですので、そういう調整をしながら、そういう世帯の方たち等についても、経路の見直し等が必要ではないのかなとこのように思ひますが、いかがなものでしょうか。

○副議長（阿部幸夫君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） ほかのご質問にもあつたわけですがけれども、町民バスの増便、またコースの見直しでサービスの向上というふうなテーマは、確かにそのほうがいいんでしょうけれども、ただ現状としてはバスの台数、人員とかにも限界がござひますし、またこれは全体の財政の中で、年度予算の中でどのぐらいそれに割けるのかというふうなこともござひますので、基本的には今の形でご理解いただきたいなというふうに思つております。

○副議長（阿部幸夫君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） 確かに経費とかそういう増便とかという問題もあるかもしれませんが、私はその経路、例えば左行ったものを右側に幾らか入ってきてもらって、例えば小梨屋地区なんかでも同じですよ。坂の隅こっちに行くときに、あそこの中に1周してこられるような配慮があっても、増便はしなくてもいいのではないかなと私はそう思うんですが、その辺の考えはないのでしょうか。経路です。あくまでも通る道を少し変える方法というのはいないのですか。

○副議長（阿部幸夫君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 確かにあとその辺、皆あとそちらにすることによってまた時間が変わるということで、あとそちらをよくするためにこちらが悪くなるというケースも考えられますので、やはりその辺につきましては、地域の方々ともちょっと話し合いを持ちながら、どれが本当にいいのかどうかということも踏まえて、ただ今先ほどからお話ししているとおり、今の現行の便数で時間帯が手いっぱいな状態で、あいている時間帯がほとんどないという時間でございますので、その辺だけはあとご了承いただきたいと思えます。

○副議長（阿部幸夫君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） 今の実態はそうかもしれません。経費の問題、車等、それから時間等の、だからこそ私は今こういう町の中での高齢化が進む中で、本当に情報を得て運転免許、そして前にもお話した買い物ためにも町民バスなんていう話もあったわけでありまして。今回、仮庁舎等ができて、そこに経路の見直し、庁舎内に今度は町民バスの経路が、運行する経路を入れるような計画も今回示されているわけでありまして、それに伴ってやっぱりもう一度こういうふうな町の実態は、高齢化が進んで、そういう町の町民バスを利用したいという人が多いわけですから、一概に予算がないとかあるとかの問題じゃなくて、その辺には手厚いやっぱり町としての運行方法を考えるべきと私は思うんです。これは、一町民としても私はそう思っております。ですから、ぜひこの辺についての経路の見直し等についての検討とする課題はないのでしょうか。

○副議長（阿部幸夫君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 先ほど町長が申し上げたとおり、今のところは仮庁舎が建設になった時点で小梨屋地区の方も利用するというので、その仮庁舎のところにコースが変更するということがありますけれども、それ以外の大幅な運行の見直しは考えていないというところではあります。

○副議長（阿部幸夫君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） わかりました。ぜひ、ただ残念です。経路の見直しは、絶対私は必要だと思います。その経費が出てくる出ないの問題じゃなくて、今回はやっぱり高齢化が進み、弱者がいるといいますか実際に車も運転できなくなっている状態です。そういうところを含めて町は考えるべきと私は思いますが、先ほど言ったように、今の段階では考えてはいないということです、わかりました。これで終わります。

○副議長（阿部幸夫君） 片山正弘議員の一般質問が終わりました。

以上で、通告いただいた一般質問は終わりました。

ここで休憩に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。再開を2時15分といたします。

午後2時00分 休 憩

午後2時15分 再 開

○副議長（阿部幸夫君） 再開いたします。

日程第3 議案第50号 工事請負契約の締結について

○副議長（阿部幸夫君） 日程第3、議案第50号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）なしの意見あり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第50号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第50号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第51号 工事請負契約の締結について

○副議長（阿部幸夫君） 日程第4、議案第51号工事請負契約の締結についてを議題とします。

既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第51号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第51号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第52号 工事請負契約の変更について

○副議長（阿部幸夫君） 日程第5、議案第52号工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第52号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第52号工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議員提案第5号 松島町議会委員会条例の一部改正について

○副議長（阿部幸夫君） 日程第6、議員提案第5号松島町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっております。直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議員提案第5号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議員提案第5号松島町議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議員提案第6号 石油製品高騰への特別対策と石油製品の適正価格・安定供給の実現を求める意見書について

○副議長（阿部幸夫君） 日程第6、議員提案第6号石油製品高騰への特別対策と石油製品の適正価格・安定供給の実現を求める意見書についてを議題とします。

提案説明が終わっております。直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議員提案第6号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議員提案第6号石油製品高騰への特別対策と石油製品の適正価格・安定供給の実現を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議員提案第7号 生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する介護保険料と利用者負担の減免措置に対する財政支援の延長及び食費・居住費の減免措置に対する財政支援を求める意見書について

○副議長（阿部幸夫君） 日程第8、議員提案第7号生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する介護保険料と利用者負担の減免措置に対する財政支援の延長及び食費・居住費の減免措置に対する財政支援を求める意見書についてを議題といたします。

提案説明が終わっております。直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論

を終わります。

これより議員提案第7号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 副議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議員提案第7号生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する介護保険料と利用者負担の減免措置に対する財政支援の延長及び食費・居住費の減免措置に対する財政支援を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議員提案第8号 生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する医療費一部負担免除を2013年4月以降も継続を求める意見書について

- 副議長（阿部幸夫君） 日程第9、議員提案第8号生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する医療費一部負担免除を2013年4月以降も継続を求める意見書についてを議題といたします。

提案説明が終わっております。直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議員提案第8号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 副議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議員提案第8号生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する医療費一部負担免除を2013年4月以降も継続を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

日程第10 委員会の閉会中の継続審査・調査について

- 副議長（阿部幸夫君） 日程第10、委員会の閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。
- 各委員長からお手元に配付しました一覧表のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。申し出がありました審査・調査件名を、事務局長より朗読させます。事務局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） それでは朗読します。

委員会の閉会中の継続審査・調査申出一覧表。

平成25年第1回松島町議会定例会。

委員会名、継続審査等の内容、審査等の期限の順に申し上げます。

第2常任委員会。年金2.5%削減中止を求める請願について。平成25年6月定例会。

議会運営委員会。次回の議会開会に伴う議会運営についての審査。議長の諮問事項及び議会活性化に伴う調査研究。平成25年6月定例会。

議会広報発行対策特別委員会。「まつしま議会だより第114号」の発行に関する審査編集。平成25年6月定例会。

以上です。

○副議長（阿部幸夫君） お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

本定例会に付議された議案の審議は全部終了しました。

平成25年第1回松島町議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後2時25分 閉 会